

教育委員会の点検・評価に関する報告書
対象年度 令和2年度

守口市教育委員会

令和3年9月

目次

I 教育委員会の点検・評価

(1) はじめに

- ①点検・評価の趣旨
- ②点検・評価の対象
- ③点検・評価の方法
- ④点検・評価の構成

(2) 守口市教育委員会の組織・構成

- ①教育委員名簿
- ②教育委員会事務局組織及び関係部局概要

(3) 守口市教育委員会の活動状況

- ①教育委員会会議の開催状況及び審議案件
- ②教育長及び教育委員の活動状況
- ③教育委員会会議録の公開及び教育情報の発信

(4) 令和2年度の教育委員会の取組み

- 教育委員会の決算
- 第2次守口市教育大綱について
- 令和2年度 めざす守口の教育（概要）

II 教育委員会の点検・評価の結果について

学校教育分野

【基本方針1】

学力を伸ばす ～一人ひとりの学力の向上と個性・創造性の伸長～

- 授業改善の推進
- 支援教育の充実
- 学習規律と言語能力の育成
- 就学前教育・保育との連携
- 自学自習力の育成

【基本方針 2】

心を育てる ～人権を尊重し、豊かな人間性と社会性の育成～

- 人権教育の充実
- 生徒指導の充実
- 道徳教育の充実
- キャリア教育の充実

【基本方針 3】

命を守る ～たくましく生きる健康と体力づくり～

- 健康・体力づくりの充実
- 安全・安心な環境づくりの推進

【基本方針 4】

学校力を高める ～明確なビジョンを共有した学校経営と教職員の資質向上～

- 学校経営の改善
- 教育環境の充実
- 教職員の資質向上・研修の充実

社会教育分野

【基本方針 5】

生涯学べる社会をつくる

～学びと気づきを深め、豊かな心と生きる力、地域力が育つまちの実現～

- 社会教育の振興

過去の報告書はこちら♪



もりもり



Ⅰ 教育委員会の点検・評価

(1) はじめに

①点検・評価の趣旨

「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」第26条の規定に基づき、毎年、前年度の教育行政の施策に関する点検及び評価を行い、報告書を作成、公表することで、市民のみなさんに本市の教育行政を知っていただくとともに、評価した内容を次年度以降の教育行政に反映させることを目的としています。

- 「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」(抜粋)
(教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価等)
第26条 教育委員会は、毎年、その権限に属する事務(前項第一項の規定により教育長に委任された事務その他教育長の権限に属する事務(同条第四項の規定により事務局職員等に委任された事務を含む。))を含む。)の管理及び執行の状況について点検及び評価を行い、その結果に関する報告書を作成し、これを議会に提出するとともに、公表しなければならない。
- 2 教育委員会は、前項の点検及び評価を行うに当たっては、教育に関し学識経験を有する者の知見の活用を図るものとする。

②点検及び評価の対象

守口市教育委員会では、守口市学力向上プランに沿って、毎年度の教育目標とそれを達成するための基本方針及び重点項目を定め、「めざす守口の教育」としてまとめて学校と共有し、公表しています。これにより、目標と課題を明確にするとともに、学校、家庭と足並みをそろえた教育行政の推進を目指しています。本報告書では、令和2年度の「目指す守口の教育」に掲げた重点項目に基づき、教育委員会が取り組んだ内容を項目立てし、点検及び評価の対象としました。

③点検及び評価の方法

点検及び評価に当たっては、基本方針に基づき取り組んだ主な施策や事業の内容とともに、進捗状況を明らかにしたうえで、令和2年度の事務の管理と執行の状況を4段階で評価し、評価の根拠とその結果を踏まえた今後の方向性を示しました。なお、中長期的な課題については、今後の方向性の箇所でも説明しています。また、点検及び評価の客観性を高めるため、内容について学識経験者に意見・助言を求め、その概要を掲載しました。

【各評価の目安】

◎	教育委員会の取組みに記載された内容が十分達成できたか、大きな成果が見られたもの
○	教育委員会の取組みに記載された内容がおおむね達成できたもの
△	教育委員会の取組みに記載された内容のうち一部のみ達成できたもの
×	教育委員会の取組みに記載された内容が達成できなかったか、全く取り組めなかったもの

【学識経験者】

学校教育分野

・関西外国語大学 英語キャリア学部
 (英語キャリア学科小学校教員コース)

教授 浦嶋 敏之 氏

社会教育分野

・関西大学 文学部
 (総合人文学科 教育文化専修)

教授 赤尾 勝己 氏

④報告書の構成

本報告書は、「Ⅰ 教育委員会の点検・評価」と「Ⅱ 教育委員会の点検・評価の結果について」で構成されています。

「Ⅰ 教育委員会の点検・評価」では、点検・評価制度の説明や守口市教育委員会の組織構成、活動状況、分野ごとの取組みを総論的にまとめており、概要がわかるようになっています。

「Ⅱ 教育委員会の点検・評価の結果について」では、「令和2年度 めざす守口の教育」で設定した5つの基本方針と、それを達成するための重点項目ごとに各論的に点検及び評価をしています。

具体的には、重点項目ごとに目標を掲げ、目標達成に向けた主な取組みと、目標の達成度に応じた評価を示すとともに、そう評価した根拠と、今後の方向性を記載しています。

さらに、今年度からは、学識経験者の意見・助言を目標ごとに掲載することとしたため、より詳細に客観的な視点で点検及び評価が実施されています。

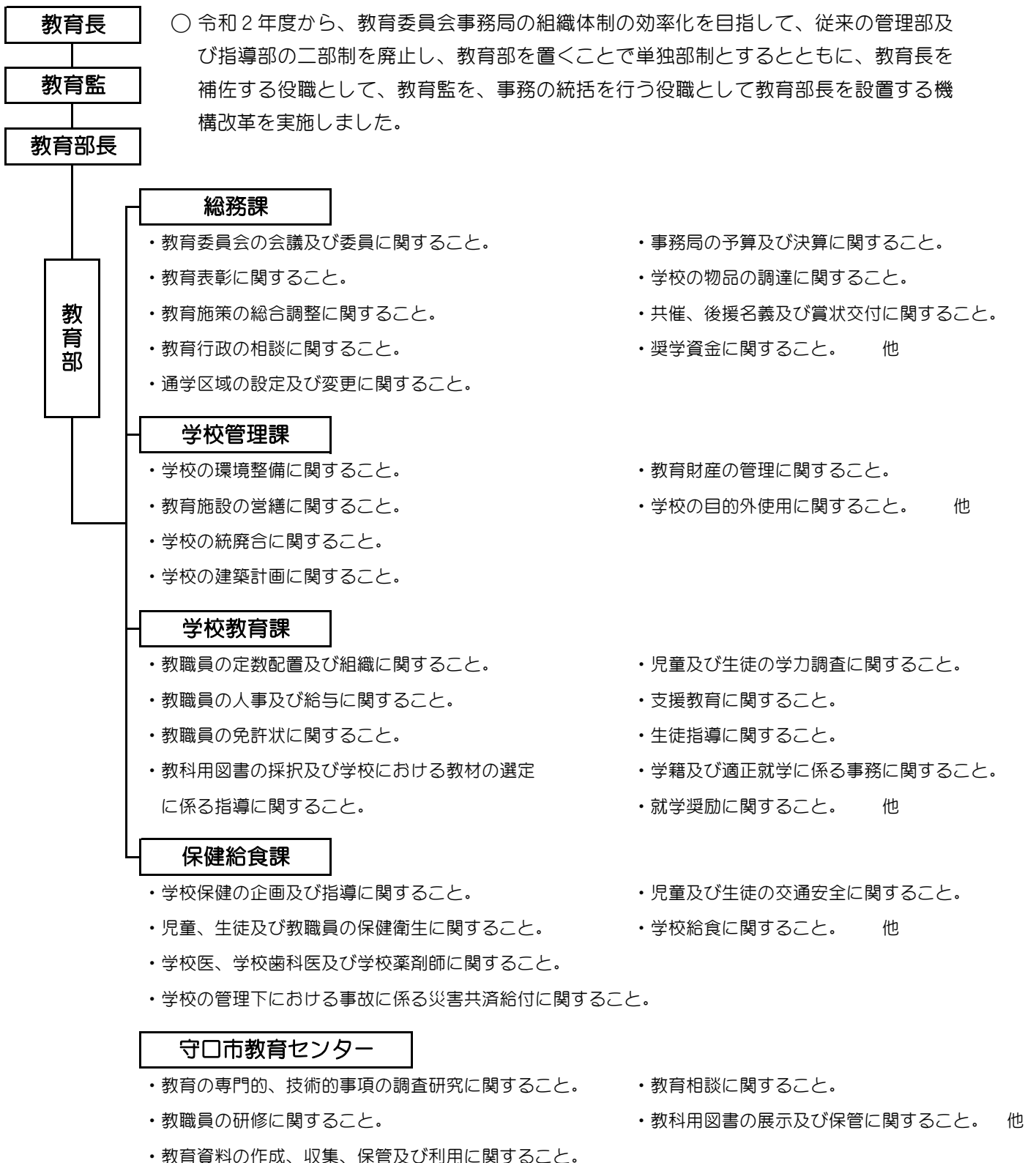
なお、説明が必要と思われる用語については注釈を付け、理解に役立つと思われる資料についても、可能な限り掲載しました。

(2) 守口市教育委員会の組織・構成

①教育委員名簿 令和2年度末現在

職名	氏名	任期		
		期	開始日	終了日
教育長	太田 知啓	1期	令和2年 4月 1日	令和5年 3月 31日
教育長職務代理者	渡邊 一郎	1期	平成25年 8月 2日	平成29年 8月 1日
		2期	平成29年 8月 2日	令和3年 8月 1日
委員	江端 源治	1期	平成24年 3月 11日	平成28年 3月 10日
		2期	平成28年 3月 11日	令和2年 3月 10日
		3期	令和2年 3月 11日	令和6年 3月 10日
委員	堀 俊一	1期	平成29年 9月 9日	令和3年 9月 8日
委員	杉岡 佐緒理	1期	令和2年 7月 7日	令和6年 7月 6日

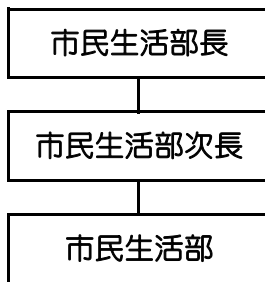
②教育委員会事務局組織及び関係部局の概要(令和2年4月1日時点)



<公立学校数>

小学校	中学校	義務教育学校
13校	7校	1校

<市長部局>



○ 地方自治法第180条の7の規定に基づき、教育委員会の権限に属する事務の一部を守口市市民生活部の職員に補助執行（※1）させています。本報告書においても、基本方針5の項目を担当しています。

コミュニティ推進課

- ・教育委員会の所管する青少年関係団体に対する専門的技術的な指導及び助言に関すること。

生涯学習・スポーツ振興課

- ・社会教育委員及び社会教育指導員に関すること。
- ・社会教育施設に関すること。
- ・教育委員会の所管する社会教育関係団体に対する専門的技術的な指導及び助言に関すること。
- ・文化財の保存及び活用に関すること。
- ・学校管理課の所管に属さない学校施設の目的外使用に関すること。 他

○ 「地方自治法」（抜粋） （事務の委任等）

第180条の7 普通地方公共団体の委員会又は委員は、その権限に属する事務の一部を、当該普通地方公共団体の長と協議して、普通地方公共団体の長の補助機関である職員若しくはその管理に属する支庁若しくは地方事務所、支所若しくは出張所、第二百二条の四第二項に規定する地域自治区の事務所、第二百五十二条の十九第一項に規定する指定都市の区若しくは総合区の事務所若しくはその出張所、保健所その他の行政機関の長に委任し、若しくは普通地方公共団体の長の補助機関である職員若しくはその管理に属する行政機関に属する職員をして補助執行させ、又は専門委員に委託して必要な事項を調査させることができる。ただし、政令で定める事務については、この限りではない。

※1 【補助執行】：自らの権限に属する事務の執行にあたり、職員等をして内部的に補助させること。
権限の配分に変更を加えることなく、内部的に処理させるための方法であり、対外的には自らの名において事務が執行されることとなる。そのため、補助執行者の名が表示されることはなく、自らする行為としての効果を生じ、その責任も自らに帰属する。

(3) 守口市教育委員会の活動状況

①教育委員会会議の開催状況及び審議案件

守口市では教育委員会定例会を月に1回開催するとともに、必要に応じて臨時会を開催しています。

(令和2年度…定例会12回 臨時会1回開催)

	開催日 開催会議	審議案件
令和2年	4月24日 定例会	令和2年度 守口市立義務教育諸学校教科用図書選定委員会委員の推薦について 守口市立義務教育諸学校教科用図書選定委員会への諮問内容(案)について 令和3年度使用小学校教科用図書の採択について 特別職に属する非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例案に対する意見について 守口市教育委員会事務局職員の人事異動について 新型コロナウイルス感染症の拡大防止に係る臨時休業等の措置について
	5月28日 定例会	守口市立学校の教育職員の業務量の適切な管理等に関する規則案 守口市立学校の府費負担教職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規則の一部を改正する規則案 守口市立義務教育諸学校教科用図書選定委員会規則の一部を改正する規則案 令和2年度教育費補正予算案についての意見 守口市立学校いじめ防止対策等審議会委員の委嘱について 令和3年度使用中学校教科用図書調査員の推薦について 守口市立学校いじめ防止対策等審議会への諮問内容(案)について 令和2年度教育費補正予算案についての意見 新型コロナウイルス感染症の拡大防止に係る臨時休業の措置について 学習者用コンピュータ機器等調達契約の締結についての意見
	6月3日 臨時会	令和2年度教育費補正予算案についての意見
	6月26日 定例会	守口市立学校の管理運営に関する規則の一部を改正する規則案

開催日 開催会議	審議案件
7月30日 定例会	<p>「令和2年度実施 公立小・中・義務教育学校 校長・教頭・指導主事等選考」の推薦者について</p> <p>令和3年度使用中学校教科用図書の採択について</p> <p>新型コロナウイルス感染症による学校臨時休業対応基本方針（案）について</p>
8月27日 定例会	<p>守口市立学校設置条例の一部を改正する条例案についての意見</p> <p>令和2年度教育費補正予算案についての意見</p> <p>学習者用コンピュータ機器等調達契約の締結についての意見</p> <p>平成31年度（令和元年度）対象 教育委員会の点検・評価に関する報告書（案）について</p>
9月28日 定例会	<p>令和3年度大阪府新学力テスト（小学生すくすくテスト）の参加について</p> <p>令和2年度教育委員会表彰について</p> <p>令和2年度教育費補正予算についての意見</p>
10月30日 定例会	<p>守口市教育委員会電気工作物保安規程の一部を改正する規程</p> <p>令和2年度教育委員会表彰について</p> <p>守口市教育委員会事務局職員の任命について</p>
11月19日 定例会	<p>令和2年度教育費補正予算案についての意見</p> <p>令和3年度守口市公立学校教職員人事基本方針（案）について</p> <p>令和3年度支援学級在籍児童生徒使用予定の教科用図書について</p>
12月17日 定例会	<p>令和3年度教育に関する予算についての意見案</p>

令和2年

開催日 開催会議	審議案件
令和3年 1月21日 定例会	<p>守口市就学指導委員会設置条例の一部を改正する条例案についての意見</p> <p>守口市就学指導委員会規則を廃止する規則案</p> <p>令和2年度教育費補正予算案についての意見</p> <p>守口市奨学資金条例に基づく貸付金に係る債権の放棄についての意見</p> <p>令和3年度全国学力・学習状況調査への参加について</p> <p>新型コロナウイルス感染症による学校臨時休業対応基本方針（案）について</p> <p>守口市立図書館の運営状況についての現状の評価等に係る守口市社会教育委員会議への諮問について</p>
令和3年 2月12日 定例会	<p>守口市教育財産の処分の申出について</p> <p>守口市社会教育委員の委嘱について</p> <p>令和3年度 守口市立学校長等任命の内申案</p> <p>令和3年度支援学級在籍生徒使用予定の教科用図書の採択について</p> <p>守口市教育委員会電気工作物保安規程の一部を改正する規程について</p>
令和3年 3月25日 定例会	<p>守口市教育委員会事務局職員の人事異動（案）について</p> <p>守口市立学校施設整備計画（案）について</p> <p>令和3年度めざす守口の教育（案）について</p> <p>守口市学力向上プラン（案）について</p> <p>守口市教育委員会事務局職員の人事異動について</p>

②教育長及び教育委員の活動状況

教育長及び教育委員は、教育関係機関の会議や研修、関連行事への出席や教育現場への訪問・視察を通して教育課題及び教育現場の実情把握に努め、効果的・効率的な教育行政の推進に取り組んでいます。

また、市長が教育大綱の策定や見直しを行うに当たり、総合教育会議を通して教育行政に対する協議や意見交換などを積極的に行ったり、市長が教育に関する補正予算案や条例案を市議会に提出する際に意見を述べるなど、本市が抱える課題や方向性を市長と共有し、施策に反映されるよう活動しています。

その他にも、市内のスポーツ・文化関係団体等の社会教育関連行事に参加しています。

主な出席行事等		
4月	13日	第1回北河内地区教育長協議会
6月	25日	学校運営協議会
7月	1日	学校運営協議会
	3日	大阪府都市教育長協議会7月定例会 学校運営協議会
	14日	第2回北河内地区教育長協議会
	16日	学校運営協議会
	27日	第1回総合教育会議
	31日	大阪府都市教育長協議会夏季研修会1日目
8月	19日	学校運営協議会
	21日	大阪府都市教育長協議会役員会・夏季研修会2日目・8月定例会
	24日	社会教育委員会議
	27日	第2回総合教育会議
9月	1日	市民一般表彰選考会
	5日	守口市立図書館グランドオープン記念イベント
10月	2日	大阪府都市教育長協議会10月定例会
	29日	令和2年度大阪府都市教育長協議会秋季研修会
11月	15日	守口ライオンズクラブC N 60周年記念 少年野球大会
	17日	第1回市町村教育委員会オンライン協議会
	20日	北河内地区教育長協議会
	22日	守口市美術展覧会授賞式
12月	9日	守口市小学校長会及び中学校長会との教育懇談会
1月	15日	大阪府都市教育長協議会役員会・1月定例会
	11日	令和3年守口市成人式
	28日	第3回北河内地区教育長協議会
2月	4日	第4回北河内地区教育長協議会
	16日	第3回総合教育会議
	17日	第3回市町村教育委員会オンライン協議会
3月	25日	市立さくら小学校内覧会

※令和2年度については、新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から多数の行事が中止となりました。

③教育委員会会議録の公開及び教育情報の発信

教育委員会の方針や施策、学校の情報等を市民に提供するため、市のホームページを活用し、教育委員会会議録、教育委員会の基本方針、学校の情報、社会教育施設の講座、催し物の案内等を発信しています。

(4) 令和2年度の教育委員会の取組み

守口市教育委員会では、「郷土を誇りに思い、夢と志をもって、国際化社会で主体的に行動する人の育成」を教育理念とし、学校教育、社会教育それぞれの分野で目標を掲げ、本市の教育を高めるよう努めています。

【教育環境の充実】

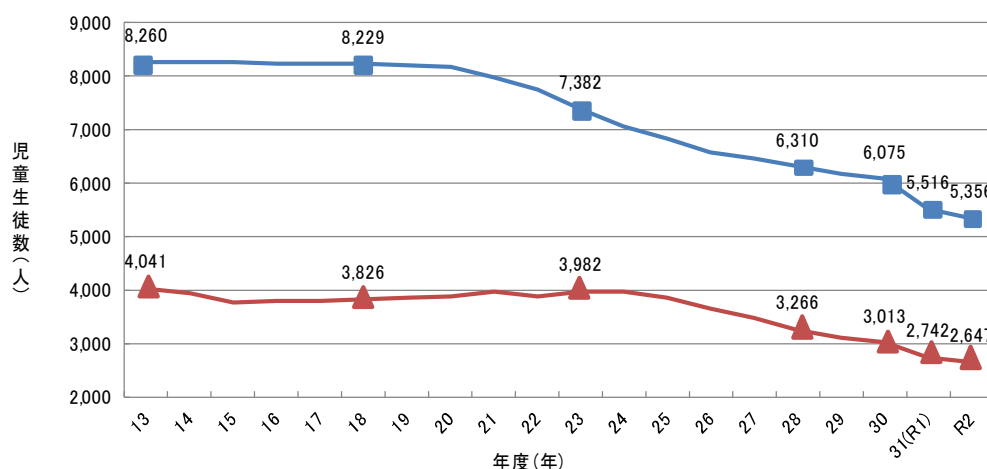
平成24年3月に策定した「守口市学校規模等適正化基本方針」に基づき、平成26年度以降、市立小中学校11校を5校へ統合し、令和3年3月末には、さくら小学校新校舎の建設等が完了しました。

また、新設校以外の既存校の老朽化対策として、建物の老朽度を判断する耐力度調査等の結果を踏まえ、学校の安全・安心な施設環境、学習環境及び生活環境の質的向上を目指し、国が示す施設の長寿命化改修を施設整備の基本とした「守口市立学校施設整備計画」を令和3年3月に策定しました。

さくら小学校の新校舎 東面外観



守口市立学校の在籍児童生徒数推移(平成13~R2年) ※学校基本調査数値



小学校数	19	18	17	17	15	13	13
中学校数	10	9	9	8	7	7	7
義務教育学校数	0	0	0	0	1	1	1

〔市立小・中学校等棟別築年数表〕令和3年4月時点

学校種別	築年数						合計
	10年未満	10～19年	20～29年	30～39年	40～49年	50年以上	
小学校	3棟	1棟	1棟		29棟	22棟	56棟
中学校	2棟			2棟	18棟	12棟	34棟
義務教育学校	3棟						3棟
合計	8棟	1棟	1棟	2棟	47棟	34棟	93棟
棟/全体棟	8.6%	1.1%	1.1%	2.2%	50.5%	36.5%	100.0%

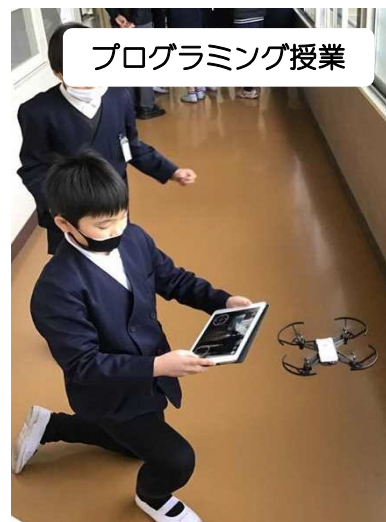
【教育内容の充実】

子どもたちが未来社会を切り拓くために必要な資質・能力の育成を目指して、各学校がそれぞれの実情を踏まえつつ、子どもたちの学習状況の改善に向けた目標値を掲げ、守口市学力向上プラン（平成30年度から令和2年度）に基づき、統一した授業づくりの視点や9年間の系統的な学習規律等を活用しながら、「主体的・対話的で深い学び」の実現に向けた授業改善を推進するとともに、家庭学習習慣や読書習慣の定着に向けた手立てを家庭や地域の協力を得つつ工夫しながら、自学自習力の育成に向けて取り組みました。

また、コロナ禍において子どもたちの学びを保障するため、ワークシートや動画等の提供などオンラインによる学習支援を行うとともに、端末や通信環境等の整備を加速させ、令和2年度中にすべての子どもたちへの学習用タブレット端末の整備等を行い、GIGAスクールサポーターの配置や操作マニュアル等を作成しつつ、学習でのタブレット端末活用に向けて取り組みました。

併せて、学校・家庭・地域の協働体制を構築し、地域住民等の意見を学校運営に反映させることを通じて、必要な支援の充実を図ることを目的に、平成29年度より、さつき学園において先行導入した学校運営協議会制度（コミュニティ・スクール）を、その成果を踏まえて全中学校区に導入しました。

さらに、新学習指導要領を確実に実施し、学校教育の改善・充実に努めていくため、教員が授業や授業準備等に集中し、健康でいきいきとやりがいを持って勤務できるよう、第2期「学校における働き方改革（全体計画）」を策定し、学校における業務改善や意識改革にかかる取組みを推進しました。



【社会教育の充実】

新型コロナウイルス感染症の拡大により、当初の予定から2ヵ月遅れとなりましたが、本市初の図書館法上の図書館となる市立図書館が令和2年6月にオープンしました。市立図書館は、約19万冊の蔵書を備えるだけでなく、無人貸出し・返却サービスや、読書通帳を始めとした図書サービスの拡大と多元化を通じて、市民の皆様により多くの読書機会を提供するために取り組みました。特に、子ども読書活動の推進については、「第2次守口市読書活動推進計画」に沿って、「おはなし会」や読み聞かせイベント、本に関するクイズやスタンプラリーの開催を通して、子どもたちの読書活動の推進に向けた取組みを進め、読書の大切さを啓発することができました。市立図書館は、読書以外にも市民の多様な生涯学習ニーズに応えるため、自習室や会議室のほか、スタジオや多目的ホールといった設備を備えるとともに、講座やイベント等を開催しており、読書のきっかけづくりや、多様な学習機会の提供を行いました。

また、文化財展の開催を通して市の歴史や文化財の魅力を発信するなど、文化財を保存・活用する取組みを進めました。もりぐち歴史館「旧中西家住宅」においても、新型コロナウイルス感染症拡大の影響で規模や回数は例年よりも縮小したものの、季節柄のイベント等を開催して、文化財の普及・啓発に努めました。

さらに、令和元年度に市有形文化財に指定された「河内国茨田郡大枝村中村家文書」に続き、来迎寺の「木造釈迦如来像等」の新たな文化財指定に向け、専門員による事前調査等の取組みを進めるとともに、市立図書館に郷土資料展示室を設け、埴輪や土器等の貴重な市の文化財を常設して、市の歴史等について学ぶ機会を提供しました。

守口市立図書館



【新型コロナウイルス感染症への対応】

学校教育においては、国・府の要請を受け、令和2年3月2日から本市立学校のすべてを臨時休業としておりましたが、入学式以外の教育活動を中止とした春季休業日以降も、新型コロナウイルス感染症の拡大は収まらず、臨時休業は5月31日までの長期間に至りました。

そのため、その間の子どもたちの学びを保障するべく、プリント等の家庭学習課題を基本としつつ、ワークシートや動画等の提供などオンラインによる学習支援を行いました。

学校再開にあたっては、分散・短縮授業から段階的に進めました。再開後は、手洗いや咳エチケット、距離の確保や換気の徹底等の感染防止対策を行いつつ、感染リスクの高い教育活動の制限等の措置を講じました。また、長期休業期間の短縮や短い時間を活用した授業の実施等によって授業時間を確保しつつ、限られた時間の中で、より質の高い学習活動を目指し、各学校が従来の指導計画の見直しと精査を行いました。なお、学校行事等については、水泳の授業や運動会・体育大会等は一律に中止としましたが、修学旅行については、キャンセル料が発生した場合の予算を確保、卒業式については、原則、卒業生、保護者、教職員のみで、内容や時間短縮の工夫等の措置を講じて実施しました。

なお、子どもたちや教職員等にり患者が確認された場合には、当該校の全部を原則3日間の臨時休業としておりましたが、子どもたちの学びを保障しつつ感染症対策を講じる観点から、令和3年1月に「新型コロナウイルス感染症による学校臨時休業対応基本方針」を改訂し、保健所の調査や学校医の助言等を踏まえて、臨時休業とする学年や期間等を決定することとしました。

社会教育においては、守口文化センター、守口市民体育館及びもりぐち歴史館「旧中西家住宅」は、学校の臨時休業と同様に5月31日まで臨時休館としました。また、守口市立図書館の開館も、当初の予定から大幅に遅れることとなり、6月まで延期することとしました。

図書館の開館後は、手洗いや咳エチケット等、感染症予防にかかる注意喚起を行うとともに、施設利用定員の制限、アクリルパーテーションの設置、マスク着用と入館時の検温等を徹底し、感染拡大の防止に努めました。さらに、子どもたちの健やかステイホーム事業として、「新しい生活様式」に対応し、外出を控え、在宅時間が長くなる子どもたちの家庭での読書活動を推進する環境を整えるため、約1万冊の児童図書を購入し、市立図書館の蔵書の充実を図りました。

また、市、教育委員会及び各施設主催の事業は、大半が中止又は延期となりましたが、実施することができた事業では、定員数の制限、換気、パーテーションの設置、手指消毒、マスク着用の呼びかけ、講演時のフェイスガード着用、ソーシャルディスタンスの確保等の感染防止対策を徹底しました。

令和2年度においては、縮小や中止となった行事が多く、子どもたちも活動の自由を制限される中、本市立学校においても、新型コロナウイルスの感染者は一定発生しました。本市だけでなく、社会全体に閉塞感がありましたが、学校における従来の授業の抜本的な見直しや、イベントの精選、一人一台端末の整備、生活を豊かにするための図書館機能の充実や、安全に配慮した施設運営を始め、委員会と学校、家庭、地域が一丸となって子どもたちの学びの保障と生涯学習の機会の提供、安全の確保に取り組むことで、コロナ禍による困難な状況を乗り越えることができました。

なお、委員会が実施した令和2年度の新型コロナウイルス感染症対策の主な取り組みは次の表のとおりです。

令和2年度に実施した守口市教育委員会の新型コロナウイルス感染症対策施策

学びの保障	長期休業日の短縮や、短い時間を活用した授業の実施
	前年度の未指導内容の確認と指導計画の見直し
	学校再開時の人材バンクを活用したスタートアップ支援
	家庭学習の一助及び読書活動の推進に資するため、市内在住の小中学生に図書カードを配布
	国のGIGAスクール構想に基づいた児童生徒一人一台の端末及び通信環境の整備
	様々な理由から登校できない子どもたちへのオンライン授業の実施
	教職員及び児童生徒へのWeb会議システムの使い方の指導
学校生活の安全・安心	国や府の感染防止対策に係る指標等を踏まえた修学旅行等の行事に関するガイドラインの作成
	入学式・卒業式の縮小実施
	運動会・体育大会の中止
	プール指導の中止
	施設の目的外使用の中止
	衛生物品の配布と、消毒の徹底
	家庭への文書配布、ポスター掲示による咳エチケットや手洗いの呼びかけ
	ホームページでの情報提供
	子どもたちの心理的不安の解消と教職員への助言を行うカウンセラーの派遣
	職員のテレワーク等の実現に向けたWeb会議を行うことができる環境を全校に整備
全普通教室の電子黒板で書画カメラを利用してオンライン授業が実施可能な体制の整備	
家庭の負担軽減	宿泊行事が中止となった際のキャンセル費用の補助
	12月までの小学校給食費の無償化
公共施設利用時の安全・安心	市立図書館の開館延期
	アクリルパーテーションの設置、マスク着用の徹底、入館時の検温等指定管理者と連携した感染防止対策
	文化センター、市民体育館、市立図書館における体表面温度計測カメラの設置
生涯学習機会の提供	市立図書館の蔵書数の強化
	感染対策を工夫したイベントの実施
その他	給食業者への廃棄食材等に対する補償

教育委員会の決算

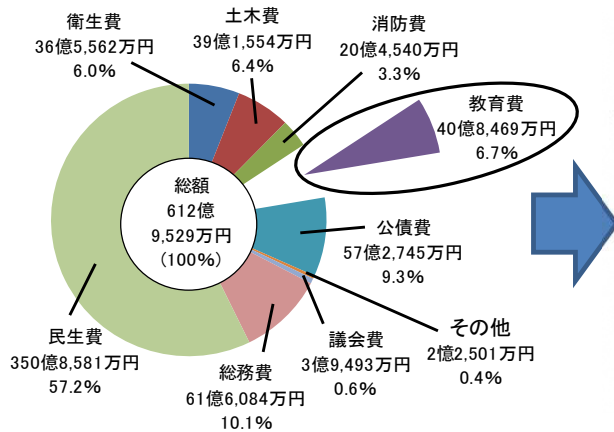
一般会計における過去5年間の決算総額と教育費の割合の推移

(平成28年度～令和元年度は決算額、令和2年度は決算見込み額)

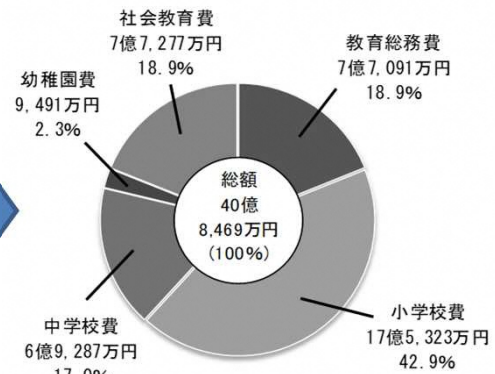
	平成28年度 (決算)	平成29年度 (決算)	平成30年度 (決算)	令和元年度 (決算)	令和2年度 (決算見込み)
教育費	34億 502万円	93億2,602万円	25億3,845万円	40億8,469万円	82億9,899万円
教育費以外※1	569億8,275万円	562億3,875万円	577億6,876万円	572億1,059万円	749億 214万円
総額	603億8,275万円	655億6,477万円	603億 721万円	612億9,528万円	832億 113万円

※1 議会費、総務費、民生費、衛生費、土木費、消防費、公債費、その他の合計額

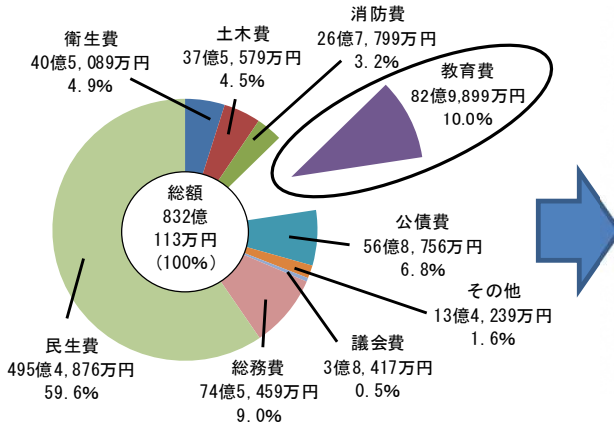
令和元年度一般会計決算の目的別内訳



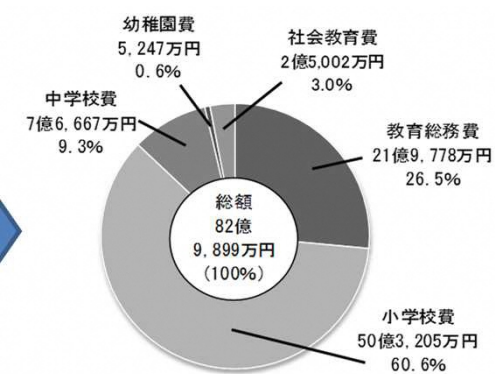
令和元年度教育費決算の目的別内訳



令和2年度一般会計決算（見込み）の目的別内訳



令和2年度教育費決算（見込み）の目的別内訳



※令和2年度教育費決算（見込み）金額増減額的主要理由

①教育総務費	旧さつき小学校用地の売却に伴い、学校教育施設整備基金積立金が増加したため。 一人一台端末の導入に係る消耗品費が増加したため。 集約型教育用校務サーバの導入に伴い、使用料が増加したため。
②小学校費	さくら小学校新校舎新築工事に係る工事請負費等が増加したため。 トイレ改良工事に係る工事請負費等が増加したため。 小学校校内通信ネットワークの整備に係る委託料が増加したため。
③中学校費	トイレ改良工事に係る工事請負費等が増加したため。 中学校校内通信ネットワークの整備に係る委託料が増加したため。
④社会教育費	市立図書館整備事業の完了に伴い、工事請負費等が減少したため。

第2次守口市教育大綱について

地方教育行政の組織及び運営に関する法律に基づき、本市では計3回にわたり総合教育会議において市長と教育委員会が協議を重ね、令和3年3月に「第2次守口市教育大綱」を策定しました。(以下、教育大綱より引用)

1.大綱の趣旨

本大綱は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第1条の3の規定に基づき、国の教育振興基本計画における基本的な方針を参酌し、市長が本市の教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策の基本方針を策定するものです。

2.策定にあたっての考え方

本大綱の策定にあたっては、市長と教育委員会で構成する「総合教育会議」において学校教育・社会教育に関する課題に対する認識を共有しつつ、協議・調整を行い、第6次守口市総合基本計画の将来都市像である「いつまでも住み続けたいまち守口～暮らしやすさが、ちょうどええ～」を実現するため、教育委員会が策定する「めざす守口の教育」を考慮し、教育活動に関する理念及びその実現に向けた教育行政の基本方針を定めることとします。

市長及び教育委員会は、本大綱に基づき、連携・協力し、それぞれの権限と責任において本市の教育行政を推進します。

3.期間

大綱の期間は、第6次守口市総合基本計画との整合性の観点から前期基本計画期間と同じく、令和3年度から令和7年度までの5年間とします。

4.現状と課題及び今後の方向性

グローバル化の進展や人工知能(AI)の飛躍的な進化など、社会が加速度的に変化する中、核家族化や少子高齢化の進展、また地域における人と人とのつながりの希薄化など、子どもたちを取り巻く環境も大きく変化しています。

本市においては、子どもたちが変化の激しいこれからの時代に自らの力でしっかりと生き抜くことができる確かな力を身に付けられるよう学力向上やいじめ、不登校、児童虐待などの様々な課題を解消し、自己肯定感を高めつつ一人ひとりの学びと育ちを保障することが必要であり、そのためには、市長と教育委員会との連携はもちろんのこと、保護者をはじめ市民全体で子どもたちを支えていくことが必要不可欠です。

その基本目標として、子どもたちの学力向上に向けた取組をさらに進めることは当然のこととし、それだけではなく多様な考え方を持つ児童・生徒が出会い、豊かな人間関係を築きながら、社会性を身に付ける場を提供し、心豊かでたくましく育つことができるよう、教育内容及びその環境を整えることが必要です。

また、外国人児童・生徒等に対する支援の充実や、いじめの未然防止・不登校の早期解消への取組など教育をめぐる今日的課題への対処も急務です。

さらに、福祉的アプローチなど様々な資源と手法により家庭へのサポートに配慮しつつ学校教育と家庭教育が密接に連携し、学校、家庭及び地域住民その他の関係者相互間の連携及び協力の更なる深化が必要です。

このため、本市では、保護者や地域住民の代表が特別職の地方公務員の身分である学校運営協議会委員となり、学校・家庭・地域における課題を共有し、共通の目標に向かって取組を進める学校運営協議会制度（コミュニティ・スクール）や大学、スポーツ団体、企業、市民団体及びNPOとの連携などの取組をこれからもさらに進めます。

これら学校と地域、関係諸団体との市民協働、地域連携を推進する体制は、子どもたちの教育環境を改善するだけでなく、多くの地域住民が、学校支援や放課後等の活動への参画を通じて、市民一人ひとりが教育の当事者となり、社会総掛かりで教育の実現を図ることで、活力あるコミュニティの形成につながり、学校だけでは実現できないような体験活動や地域の幅広い世代の人たちとの交流機会の充実など、子どもたちに多様な教育メニューを提供することができると考えます。

今後も変容し続け、予測することが困難な時代を生きる子どもたちが、発達段階に応じ「生きる力」を育むために、市長及び教育委員会が各学校長や教職員と力を合わせて学校教育・社会教育を総合的に推進します。

「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」(抜粋)

(大綱の策定等)

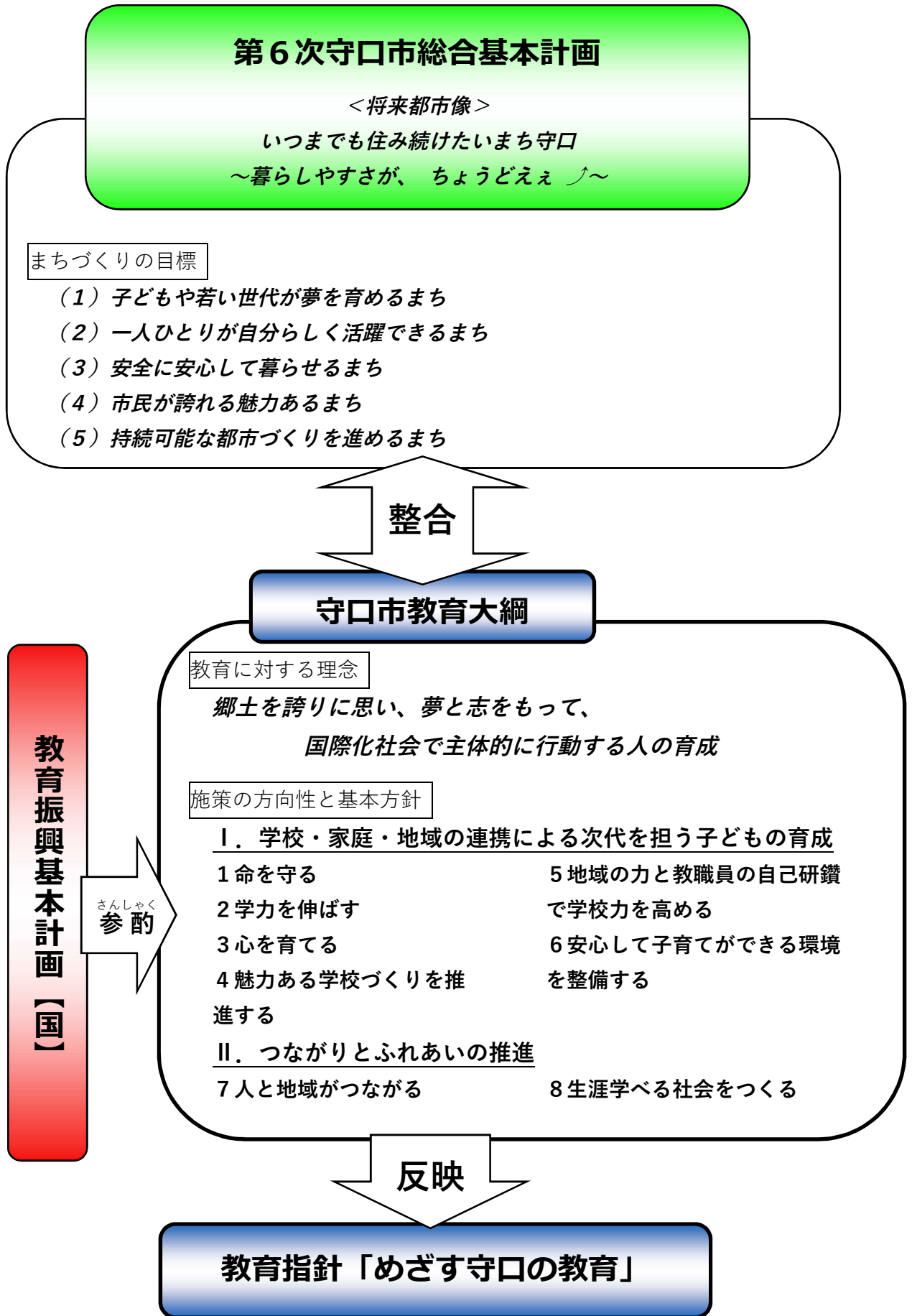
第1条の3 地方公共団体の長は、教育基本法第十七条第一項に規定する基本的な方針を参酌し、その地域の実情に応じ、当該地方公共団体の教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策の大綱(以下単に「大綱」という。)を定めるものとする。

2 地方公共団体の長は、大綱を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、次条第一項の総合教育会議において協議するものとする。

3 地方公共団体の長は、大綱を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

4 第一項の規定は、地方公共団体の長に対し、第二十一条に規定する事務を管理し、又は執行する権限を与えるものと解釈してはならない。

5. 教育大綱の位置づけ



※参酌…他と比べ合わせて参考にすること

『郷土を誇りに思い、夢と志をもって、国際化社会で主体的に行動する人の育成』

学校・家庭・地域がつながる小中一貫教育

学校間連携を軸とする一貫した中学校区教育

基本方針1 学力を伸ばす

- 1 授業改善の推進
- 2 学習規律と言語能力の育成
- 3 自学自習力の育成
- 4 支援教育の充実
- 5 就学前教育・保育との連携

基本方針2 心を育てる

- 6 人権教育の充実
- 7 道徳教育の充実
- 8 生徒指導の充実
- 9 キャリア教育の充実

基本方針3 命を守る

- 10 健康・体力づくりの充実
- 11 安全・安心な環境づくりの推進

基本方針4 学校力を高める

- 12 学校経営の改善
- 13 教職員の資質向上・研修の充実

基本方針5 生涯学べる社会をつくる

- 14 社会教育の振興

学校

家庭
地域

連携

認定こども園 等

育ちを支える教育コミュニティづくり

II 教育委員会の点検・評価の結果について

<p>学校教育 基本方針 1</p>	<p>学力を伸ばす ～一人ひとりの学力の向上と個性・創造性の伸長～</p>
<p>方針目標</p>	
<p>すべての児童生徒が、社会の一員として必要とされる資質・能力を養うため「確かな学力」の定着をめざして、生きて働く「知識・技能」、未知の状況にも対応できる「思考力・判断力・表現力」、学びを人生や社会に生かそうとする「学びに向かう力・人間性等」の育成に取り組みます。</p> <p>また、子どもたちが学習習慣を身につけ学力を伸ばしていけるよう、各校の実情に応じた明確な目標値を掲げ、「学力向上推進プラン」に基づく授業改善及び自学自習力の育成に向けた組織的な取組みを進めます。その際、全国学力・学習状況調査等の結果を分析・活用し、府や国との比較等により学習状況を把握し、目標達成に向けてR－P D C Aサイクルを回しながら改善を行います。</p>	
<p>重点項目</p>	<p>目 標</p>
<p>1. 授業改善の推進</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○学力向上にかかる組織的な取組みの推進 ○主体的・対話的で深い学びの実現に向けた授業研究の推進 ○I C T 機器を効果的に活用した授業づくりの推進
<p>2. 学習規律と言語能力の育成</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○9年間を通じた学習規律の育成・確立 ○すべての教育活動における言語能力の育成 ○読書活動の充実
<p>3. 自学自習力の育成</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○児童生徒の家庭での学習習慣及び読書習慣の確立 ○学習機会の充実
<p>4. 支援教育の充実</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○個に応じた支援の充実 ○支援教育の充実に向けた教職員の指導力向上
<p>5. 就学前教育・保育との連携</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○就学前教育・保育との円滑な学びの接続

重点項目 1		担当課
授業改善の推進		学校教育課 教育センター
目標 1	学力向上にかかる組織的な取組みの推進	
主な取組み（教育指導事業）		評価
<ul style="list-style-type: none"> ● 各校における「学力向上推進プラン」の作成及び R-P-D-C-A サイクルによる検証・改善 ● 全校教員が参加する研究指定校の公開授業研究会の開催 ● 学力向上推進教員会議の開催 ● 各校の効果的な取組みの情報発信 ● 定期的な児童生徒の学習状況の把握・分析 		○
評価の根拠		
<p>◇年度当初と年度末の校長ヒアリング及び後期計画の提出時に、各校の「学力向上推進プラン」の改善に向けた指導・助言を行いつつ、R-P-D-C-A サイクルを活用した組織的な授業改善に向けた取組みを進めた。</p> <p>◇コロナ禍であったことから、参加人数を制限し八雲中では各校1名、寺方南小では動画配信での授業研究会の実施となったが、事前に研究指定校の研究授業体制等の取組みをまとめた動画を作成・配信し、全校で共有できるよう工夫した。</p> <p>◇校長会等で学力向上にかかる好事例として、少人数のグループでの研究授業や授業観察シートを活用した相互授業参観の実施等について紹介するとともに、学力向上推進教員会議で、研究指定校の学校公開や研究授業体制の取組み及び研究授業の動画配信等を年間4回実施したことで、市全体に研究指定校の効果的な取組みを発信し、共有することができた。</p> <p>◇定期的な学習状況アンケートを行い、児童生徒の学習状況を把握しつつ、成果や課題を踏まえた組織的な授業改善の取組みを行った。児童生徒対象のアンケート結果において、授業改善の推進にかかる項目で、目標を大きく上回った。</p>		<p>一方、学習につまずきのある児童生徒の個別の状況を把握し、学習状況の改善を図っていく必要がある。</p> <p style="text-align: center;">今後の方向性</p> <ul style="list-style-type: none"> ◆「学習につまずきのある子ども」や「非認知能力（※1）が低い子ども」等の把握・分析を行いつつ、各学校が設定した目標値を達成できるよう、校長ヒアリング等を通じた「学力向上推進プラン」への指導・助言を行い、各校の課題解決に向けた取組みが効果的に進められるよう支援していく。 ◆今後も着実に児童生徒の学習状況を改善するため、定期的に授業改善に係るアンケート調査を実施し、学力向上の取組みの検証・改善を図っていく。 ◆授業改善にかかる効果的な取組みを全校に広げるため、研究校の取組みをまとめた動画等を情報発信し、各校の取組みに活かす。また、オンラインによる授業公開や研究会を実施するなど、コロナ禍に限らず、これまで以上に研修機会の拡充に努めていく。
学識経験者の意見・助言		
<ul style="list-style-type: none"> ・ この間の取組みの成果が、子どもの意識に表れつつある。今後、個々の子どもの課題へのきめ細かい対応を期待する。 		

重点項目 1		担当課
授業改善の推進		教育センター
目標 2	主体的・対話的で深い学び（※2）の実現に向けた授業研究の推進	
主な取組み（教育研究・研修事業）		評価
<ul style="list-style-type: none"> ● 各校の校内研究、授業研究への支援 ● 各校の校内研究担当者を対象とした研修の実施 ● 「主体的・対話的で深い学び」の実現のための授業づくりにかかる教職員研修の実施 ● 一人一台端末を活用した授業づくりの推進 		○
評価の根拠		今後の方向性
<ul style="list-style-type: none"> ◇ 各校の校内研修、授業研究が計画的に実施されるよう、年度初めにヒアリングを実施し、講師招へいに要する予算配当や研修会への指導主事派遣を行った。各校においては、コロナ禍により遠隔研修や授業録画を用いた研修等の工夫を行いつつ、校内授業研究が進められた。 ◇ 少人数での授業研究や相互授業参観等、日常的な研究に向けた体制づくりについて、毎月の校長会や校内研究担当者研修等での情報発信を通し、全校での実情に応じた実施に繋がった。 ◇ 新学習指導要領の確実な実施に向け、校内研究担当者を対象としたオンラインによる研修会を開催したところ、複数の学校において担当者だけでなく学力向上チームとしての参加があった。 ◇ 研究指定校のさつき学園の成果物である授業動画や国語科の9年間の系統的な指導についての資料を集約型サーバ（※3）内に保存し、全校での共有を図った。 ◇ 全児童生徒へのタブレット端末の整備を完了させ、授業の中での効果的な活用に向けて校長会や情報教育主催者会（年4回）等で情報提供を行い、集約型サーバでの資料等の共有も行った。 		<ul style="list-style-type: none"> ◆ 令和3年度から、新たな「学力向上プラン」が実施されることに伴い、今後もすべての児童生徒の確かな学びを保障するために、「授業のユニバーサルデザイン」（※4）の3つの視点をすべての授業で取り入れるとともに、適切な学習評価についての研修も充実させるなど、全校での新学習指導要領の確実な実施に努める。 ◆ 児童生徒の学習履歴を活用・分析した授業改善や多様な考えを出し合う授業を推進するため、タブレット端末を効果的に活用した好事例の発信を行う。 ◆ 学習者用デジタル教科書の効果的な活用を目指した授業研究に取り組む。
学識経験者の意見・助言		
<ul style="list-style-type: none"> ・ コロナ禍において、授業改善の視点（主体的・対話的で深い学び）に立った実践研究が進むよう、工夫した研修が実施されている。 ・ 守口市では児童生徒の学力が、全国学力・学習状況調査等における大阪府の平均値を下回っている。なお一層の学力向上に取り組んでいただきたい。 		

重点項目 1		担当課
授業改善の推進		学校教育課 教育センター
目標 3	ICT 機器（※ 5）を効果的に活用した授業づくりの推進	
主な取組み（教育研究・研修事業）		評価
<ul style="list-style-type: none"> ● 児童生徒に一人一台配備した学習用タブレット端末を活用した実践事例等の情報発信 ● 教材や研修動画等の集約型サーバを利用した共有化 ● 指導者用デジタル教科書の授業への効果的な取入れ ● 一人一台端末の活用やオンライン会議ツールの利用についての研修 		◎
評価の根拠		今後の方向性
<p>◇新型コロナウイルス感染症による一斉休校により、オンライン会議ツールの有効活用が必要であることから、学校用アカウントを新たに発行した。また、指導主事が各学校に訪問し、オンライン会議ツールや、授業支援ソフトの活用など教職員向けの研修を行った。</p> <p>◇児童生徒が ICT 機器を活用できるように、オンライン会議ツールなどの活用方法について出前授業を行い、学校がオンライン授業に対応できるような指導を行うことができた。</p> <p>◇1月～3月には、中学校区等ごとに配置した G I G A スクールサポーター（※ 6）が、導入した機器の設定および活用研修を各学校にて行った。</p> <p>◇文部科学省の G I G A スクール構想（※ 7）においては、令和元年度当初計画では令和 5 年度までの整備とされていたが、「新型コロナウイルス感染症緊急経済対策」による補正予算にて、年度中に全児童生徒を対象に端末を整備することができた。</p> <p>◇集約型サーバの市内共有フォルダを利用し、学習用タブレット端末（※ 8）や協働学習ツールなどの活用方法の研修動画などを保存し、全教職員との情報共有を行った。</p> <p>◇小学校算数の指導者用デジタル教科書を導入した。</p>		<ul style="list-style-type: none"> ◆授業の目的に応じた、オンライン会議ツールや授業支援ソフトの効果的な活用について研究を進め、実践事例や活用についての研修を設定していく。 ◆学習用タブレット端末の効果的な活用について、G I G A スクールサポーターによる支援を行い、学校の ICT 機器を、主体的・対話的で深い学びを実現するためのツールとして教職員及び児童生徒が活用できるようにする。 ◆ICT 機器を日々の学習に活用できるよう、引き続き教育情報化コーディネータ（ICT 支援員）（※ 9）が活用の支援やメンテナンスを日常的に行っていく。 ◆集約型サーバを引き続き活用し、授業改善をより有効に進められる事例や教材などの情報提供を行っていく。 ◆情報教育担当者会議において、ICT 機器の活用全般についての実践事例の収集と共有、また取組みの発信としての公開研究授業等を行い、教員の指導力向上に向けた取組みを市内全校で行う。 ◆令和 3 年度に中学校数学・英語の指導者用デジタル教科書を導入する。 ◆授業改善に向けた指導者用デジタル教科書の導入、効果検証を行っていく。
学識経験者の意見・助言		
<ul style="list-style-type: none"> ・ G I G A スクール構想の前倒しによって、授業改善に向けた ICT 環境が整いつつある。また、活用に向けた教員支援も行っており、新たな学びの創造を期待する。 ・ 他市でも意欲的に一人一台のタブレット端末を貸与して、意欲的な教育実践を行っている。守口市も、そうした先進的な市における実践から学ぶ必要があると思われる。 		

参考となる図表及び注釈

目標 1. 「学力向上にかかる組織的な取組みの推進」

令和 2 年度 学力向上推進教員会議

回	日程	内容
1	5月22日(火)	・取組み内容の配信 「学力向上に向けた取組み(研究授業体制)について」
2	10月2日(金)	・情報提供 「学力向上推進プランについて」 「八雲中学校区の取組みの好事例について」 ・学校公開 「全学級の授業公開」 「講演会～シンキングツールを用いた深い学びの実現について～」
3	12月22日(金)	・取組み内容の配信 「学力向上に向けた取組み(研究授業体制、自学自習力の育成)について」
4	1月22日(金)～3月19日(金)	・授業動画の配信 「寺方南小学校の各学年の国語科について」

学力向上にかかる目標値(※10)の達成状況(授業改善にかかる項目を抜粋)

【小学校等】

項目	初期現状値 (R1現状値)	最終結果 (R3.2月結果)	増減	市目標値 達成状況	市目標値
授業では、課題の解決に向けて自分で考え、自分から取り組んでいる	71.0	83.3	12.3	○	77.4
自分の考えがうまく伝わるよう、話の組立てなどを工夫して発表している	58.2	69.2	11.0	○	62.8
話し合う活動を通じて、自分の考えを深めたり、広げたりすることができる	65.4	73.6	8.2	○	73.3

【中学校等】

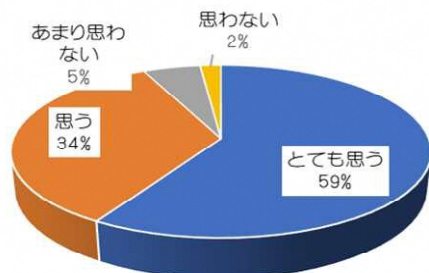
項目	初期現状値 (R1現状値)	最終結果 (R3.2月結果)	増減	市目標値 達成状況	市目標値
授業では、課題の解決に向けて自分で考え、自分から取り組んでいる	68.3	84.1	15.8	○	74.5
自分の考えがうまく伝わるよう、話の組立てなどを工夫して発表している	55.0	74.1	19.1	○	55.8
話し合う活動を通じて、自分の考えを深めたり、広げたりすることができる	63.9	79.8	15.9	○	71.3

目標3. 「ICT機器を効果的に活用した授業づくりの推進」

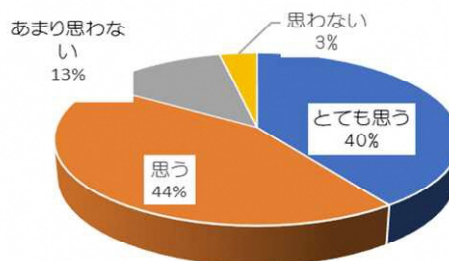
iPad活用についてのアンケート

令和3年2月 対象：小学3年生～中学3年生（後期課程9年生）有効回答数：4807

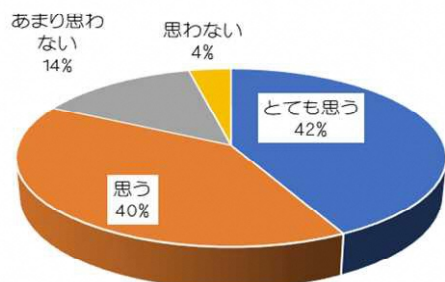
タブレットPC(iPadなど)を活用した授業では、活用しないときの授業と比べて、学習への興味・関心が高まると思いますか。



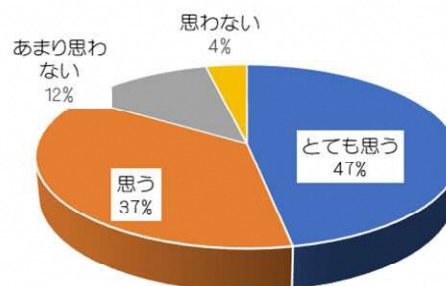
タブレットPC(iPadなど)を活用した授業では、活用しないときの授業と比べて、友だちの意見を知ったり、自分の考えや理解を深めたりすることがしやすかったと思いますか。



タブレットPC(iPadなど)を活用した授業では、活用しないときの授業と比べて、友だちと進んで話し合いを行ったり、一緒に問題を解決したりすることができると思いますか。



タブレットPC(iPadなど)を活用した授業では、活用しないときの授業と比べて、友だちに自分の考えや調べたことを発表したり、伝えたりすることがしやすかったと思いますか。



令和元年度～令和3年度 ICT教育にかかる整備内容

年度	ICT教育にかかる整備内容
令和3年度(計画)	GIGAスクールサポーター(1名)配置、児童生徒端末用フィルタリングソフト配備、中学校PC教室再整備
令和2年度	GIGAスクールサポーター(9名)配置(1～3月)、GIGAスクール事業にかかるiPad購入、協働学習及びドリルソフトライセンス購入
令和元年度	GIGAスクール事業にかかるiPad購入、教育用校務サーバ更新、電子黒板用PC・教育用PC更新、電子黒板再整備

令和2年度 教育センター主催研修(法定研修含む)のうち集約型サーバやオンラインを活用したもの

研修の種類	内容	回数	方法等
教職研修カレッジ	授業づくり、集団作り、教育相談、情報教育、今日的課題	11/11回	集約型サーバに研修動画や資料を掲載し、オンデマンド受講も可能とした。
校内研究推進研修	研究校(さつき学園)の研究実践の発信	1/1回	オンライン会議ツールを利用し配信を行った。
初任者・新規採用者研修	実践力と使命感の醸成	3/7回	オンライン会議ツールを利用し配信を行った。
2年次研修	実践的指導力と使命感の醸成	3/3回	センターサーバに研修動画や資料を掲載し、オンデマンド受講も可能とした。
10年経験者研修	指導力向上、教諭としての資質向上	1/2回	
府教育庁主催研修の市内共有	「1人1台端末の効果的な活用」研究校(守口小学校)の公開授業	1/1回	府教育庁主催の公開授業を、市としてオンライン会議ツールを利用し同時配信を行った。

※1【非認知能力】：テスト等の数値だけで測ることができない力のこと。粘り強く課題に挑戦する力、気持ちをコントロールする力、人と協調して取り組む力などがある。

※2【主体的・対話的で深い学び】学ぶ意味と自分の人生や社会の在り方を主体的に結び付けていく主体的な学び。多様な人との対話や先人の考え方（書物等）で考えを広げる対話的な学び。教科等の特質に応じた見方や考え方を働かせて思考・判断・表現し、学習内容の深い理解につながる深い学び。

※3【集約型サーバ】：各学校のファイルの保存場所やインターネットへの接続などの機能を一か所に集約し、情報システムを提供する仕組み。市内全体でファイルの共有をしたり、インターネット接続などの設定を一か所で行い効率的な管理ができる。

※4【授業のユニバーサルデザイン】：授業に特別支援教育の視点を取り入れることによって、すべての児童生徒が、楽しく「分かる・できる」授業づくり。

※5【ICT機器】：電子黒板やパソコン等の情報通信機器のこと（ICTはInfomation and Communication Technologyの略）。

※6【GIGAスクールサポーター】：GIGAスクール構想において急速な学校ICT化を進める自治体や学校などを支援するために、学校におけるICT環境整備の設計や使用マニュアルの作成などを行う人材。授業の指導計画に合わせたアプリケーションの提案や操作の補助を行う。

※7【GIGAスクール構想】：Global and Innovation Gateway for Allの略。誰一人取り残すことなく、子どもたち一人一人に個別最適化され、創造性を育む教育ICT環境の実現に向けた国の施策。具体的には、児童生徒一人一台端末を前提として、学校内のネットワークを構築する国の補助事業。

※8【学習用タブレット端末】：児童生徒が一人一台学習に使用する端末。国のGIGAスクール構想を受けて、守口市GIGAスクール事業として令和2年度に整備した。

※9【学校教育情報化コーディネータ（ICT支援員）】：ICT機器を効果的に活用し、「わかりやすい授業」を実現するため、授業準備・操作補助等を行って、教員のICT活用を支援する人。そのほかに、校務支援、デジタルコンテンツ作成や機器メンテナンス、ホームページの作成・更新等を行う。

※10【学力向上にかかる目標値】：学習状況に係る児童生徒質問紙調査（授業改善にかかる3項目、自学自習力の育成にかかる3項目）を全国水準以上にすることで、学力全般において大阪府水準ひいては全国水準の学力の定着を目指すために設定した目標値。

重点項目 2		担当課	
学習規律と言語能力の育成		学校教育課	
目標 1	9年間を通した学習規律の育成・確立		
主な取組み（教育指導事業）			評価
<ul style="list-style-type: none"> ● 各中学校区で作成している学習規律（※1）にかかるルールの活用及び改善 ● 各校の効果的な取組みの情報発信 			○
評価の根拠		今後の方向性	
<p>◇各中学校区等で発達段階に応じた「話し方」「聞き方」などの授業スタンダード（※2）等を活用した授業実践が行われている。また、学力向上にかかる研究校で作成している、授業規律にかかる資料の配布や取組みの動画配信を行った。</p> <p>◇好事例として、本市立学校において秋田県の取組みを参考に系統的な指導を行うための共通指導事項を示した学習指導の資料を作成した事例等を校長会で紹介するなど市全体で共有することができた。</p>		<p>◆授業スタンダード等が全校区等でより有効な改善が図られるよう、効果のあった中学校区等の取組みを校長会や学力向上推進会議で発信しつつ、より児童生徒の学習規律の確立に向けたものとなるように指導助言し、取組みの充実を図っていく。</p>	
学識経験者の意見・助言			
<ul style="list-style-type: none"> ● 児童生徒への意識調査の結果から、成果が上がりつつあることが分かる。今後、各校の実態に応じた一層の取組みの拡がりを期待する。 ● 今後は、秋田県以外の先進県の取組みについても情報収集をしていただきたい。 			

重点項目 2		担当課
学習規律と言語能力の育成		学校教育課
目標 2	すべての教育活動における言語能力の育成	
主な取組み（教育研究・研修事業）		評価
<ul style="list-style-type: none"> ● 定期的な児童生徒の学習状況の把握・分析を踏まえた授業改善 ● 主体的な学習への意識付けとなるような学習意欲を高める授業研究 ● 言語活動の充実を図るための I C T 機器の効果的な活用の促進 ● 小学校等への英語専科教員（※ 3）及び中学校等への A E T（※ 4）の配置 		○
評価の根拠		
<p>◇ 定期的な学習状況アンケートを行い、児童生徒の学習状況を把握しつつ、児童生徒の学習意欲を高めるために、授業で思考を深め、自身の学びを振り返る展開を取り入れることができるよう、校内研究推進研修をはじめとした研修会で指導主事から授業例を示すなど、実践を共有することで、各校の授業改善の取組みの促進を図った。</p> <p>◇ アンケート結果において「自分の考えがうまく伝わるよう、話の組立てなどを工夫して発表している」「話し合う活動を通じて、自分の考えを深めたり、広げたりすることができる」の項目で目標を上回った。一方、学習につまずきのある児童生徒の個別の状況を把握し、学習状況の改善を図っていく必要がある。</p> <p>◇ 各校において言語活動の充実をめざし、対話的な活動を活性化させるために学習用タブレット端末等の I C T 機器を活用するなど、自身の考えを他者に伝えたり、書く・読む等の表現を交流したりすることを積極的に取り入れることができた。</p> <p>◇ 英語によるコミュニケーション活動を軸とした授業づくりを推進するため、専門的な指導を行う英語専科教員を 7 中学校区に配置し、小学校等の 5・6 年生を対象に授業を行うとともに、すべての英語専科教員を対象とした担当者会議及び公開授業を行った。</p>		<p>また、中学校区等に A E T を配置し、スピーキングやリスニング等の英語でのコミュニケーションを中心とした授業を推進した。</p> <p style="text-align: center;">今後の方向性</p> <ul style="list-style-type: none"> ◆ 今後も着実に児童生徒の学習状況を改善するため、引き続き授業改善にかかるアンケート調査を実施し、学力向上の取組みの検証・改善を行う。 ◆ 児童生徒の学びに向かう力の育成に向け、授業実践にかかる情報共有や研修を実施し、授業改善を進める。 ◆ 自らの考えを表現したり、試行錯誤し、考えを深めたりする手段の幅を広げられるよう、学習用タブレット端末を活用して主体的に学習に取り組む態度を育成する。 ◆ コロナ禍に限らず、話し合い活動に配慮が必要な場合において、I C T 機器を活用することにより言語活動の充実を図ることができるよう、教育活動での効果的な端末活用を推進する。 ◆ 全小学校等の 3 年生から 6 年生に対して、専門的な外国語活動及び英語科の授業を行うため、英語専科教員を全中学校区等に配置するとともに、引き続き担当者会議及び公開授業を実施する。
学識経験者の意見・助言		
<ul style="list-style-type: none"> ・ 外国語教育の充実のために、英語専科教員の配置など実効的な施策が打たれている。今後、その成果が小学校教員全体のスキルアップに繋がることを期待する。 ・ A E T の質については、常にチェックしておく必要がある。問題があれば変えていくことも必要である。 		

重点項目 2		担当課	
学習規律と言語能力の育成		学校教育課 教育センター	
目標 3	読書活動の充実		
主な取組み（教育研究・研修事業）			評価
<ul style="list-style-type: none"> ● 学校司書（※5）の配置 ● 各教科等における学校図書館の計画的な利活用の推進 ● コンクール等を活用した読書機会の設定 			○
評価の根拠		今後の方向性	
<p>◇ 読書習慣の定着及び読書に親しむ環境整備を目指して、中学校区等に原則1名の学校司書を配置し、教員と学校司書が連携しながら、「読書週間」の設定や図書館の環境整備及び毎日開館等、各校における児童生徒の読書習慣の定着に向けた取組みを行った。</p> <p>◇ 各教科等での図書館の利活用が図られるよう、学校図書館教育全体計画を全校で作成するとともに、各教科等における年間利活用計画の策定に向け、研究校における実践事例の発信を行った。</p> <p>◇ 読書感想文及び読書感想画コンクールを活用した読書機会を設定するため、受賞作品や読書感想文の書き方の例等を示した。読書感想文リーフレットを発行し、全児童生徒へ配布することで、児童生徒への啓発を行った。</p>		<p>◆ 読書習慣の定着及び読書に親しむ環境整備をより充実させるため、学校司書の配置拡充に努めていく。また、学校司書や司書教諭等の研修会や連絡会において守口市立図書館との連携を図っていく。</p> <p>◆ 各教科等での図書館の利活用が図られるよう好事例を収集し、校長会や図書担当者会等で発信していく。</p>	
学識経験者の意見・助言			
<ul style="list-style-type: none"> ● 学校司書を活用した魅力ある図書館整備が進みつつある。今後、図書館司書の増員や教科活動との連携等さらなる充実を期待する。 ● 今後の学校司書の配置拡充に期待したい。 			

参考となる図表及び注釈

目標1. 「9年間を通した学習規律の育成・確立」

学力向上にかかる目標値の達成状況（授業改善にかかる項目）

【小学校等】

項目	初期現状値 (R1現状値)	最終結果 (R3.2月結果)	増減	市目標値 達成状況	市目標値
授業では、課題の解決に向けて自分で考え、自分から取り組んでいる	71.0	83.3	12.3	○	77.4
自分の考えがうまく伝わるよう、話の組立てなどを工夫して発表している	58.2	69.2	11.0	○	62.8
話し合う活動を通じて、自分の考えを深めたり、広げたりすることができる	65.4	73.6	8.2	○	73.3

【中学校等】

項目	初期現状値 (R1現状値)	最終結果 (R3.2月結果)	増減	市目標値 達成状況	市目標値
授業では、課題の解決に向けて自分で考え、自分から取り組んでいる	68.3	84.1	15.8	○	74.5
自分の考えがうまく伝わるよう、話の組立てなどを工夫して発表している	55.0	74.1	19.1	○	55.8
話し合う活動を通じて、自分の考えを深めたり、広げたりすることができる	63.9	79.8	15.9	○	71.3

目標2. 「すべての教育活動における言語能力の育成」

A E T活用方法

A E Tの活用状況等
<ul style="list-style-type: none"> ○チーム・ティーチングの授業形態をとり、発音のリスニングやロールプレイを実施した。 ○低学年を中心にリスニングを通して英語に慣れ親しんだ。 ○授業に参加し、All-Englishの授業を展開した。 ○スピーキングを中心としたコミュニケーションの授業を行った。 ○授業において、文法導入の際に行う会話等のアクティビティを担当した。 ○授業に入り込み、英作文の添削や文化紹介等を行った。 ○チーム・ティーチングでスピーキングやリスニング、発表等の表現活動の指導を行った。 ○インタビューテストの実施、プレゼンテーションやスピーキングテストの審査を行った。 ○E S S部の指導補助を行った。

目標3. 「読書活動の充実」

読書感想文コンクール 応募作品数

	小学校等	中学校等
令和2年度	386	1,649
令和元年度	2,328	1,926

読書感想画コンクール 応募作品数

	小学校等	中学校等
令和2年度	366	52
令和元年度	631	36

※コロナ禍により、長期休業日期間を短縮したため、多くの学校で読書感想文（画）を長期休業日の家庭学習課題として、設定ができなかった。

学校図書館にかかる各計画の作成状況

	図書館教育全体計画	学校図書館年間計画	各教科等における年間利活用計画
小学校等	14校（全校）	14校（全校）	11校
中学校等	8校（全校）	8校（全校）	4校

各教科等での図書館の利活用状況（学校数）

	国語	社会	算数 数学	理科	音楽	図工 美術	保健体育	技術 家庭	外国語活動 英語	道徳	特別活動	総合	その他
小学校等	14	14	5	10	3	10	4	5	7	5	8	14	2
中学校等	8	4	2	2	0	3	1	2	2	0	5	8	1

※1【学習規律】：「授業前に学習用具の準備を机の上に」など、きまりを守るだけでなく、「話し方」「聞き方」など、意欲をもって授業に参加する学習態度を児童生徒の内面に育むこと。

※2【授業スタンダード】：全教職員で共有し取り組むため、発達段階に応じた授業中の「話し方」「聞き方」等の学習規律や学校での1日の過ごし方、家庭学習の時間の目安等を示した資料。

※3【英語専科教員】：専門性を有する教員による質の高い指導を実施するため、小学校等3年生から6年生の外国語（英語）・外国語活動を専門に指導する教員のこと。

※4【AET】：Assistant English Teacherの略。本市では英語科授業等で補助的な役割を担う外国人講師のこと。

※5【学校司書】：平成26年から市費により各中学校区に原則1名配置。教職員と連携し、学校図書館の図書の管理や環境整備など、魅力的な学校図書館づくりをめざしている。

重点項目 3		担当課	
自学自習力の育成		学校教育課	
目標 1	児童生徒の家庭での学習習慣及び読書習慣の確立		
主な取組み（教育指導事業）			評価
<ul style="list-style-type: none"> ● 定期的な児童生徒の家庭学習状況の把握・分析 ● 中学校区等での系統性を意識した家庭学習の設定 ● 読書カードや読書通帳（※1）等を活用した読書の推奨 			△
評価の根拠			
<p>◇自学自習力の育成にかかる目標値を設定し、児童生徒の家庭学習及び読書の取組み状況を把握し、成果・課題を分析しながら、学習計画カードを活用するなどの自学自習力の育成に向けた取組みを進めることができた。</p> <p>◇児童生徒対象のアンケート結果のうち、授業の予習・復習についての項目で向上が見られた。一方、家庭での勉強時間及び読書時間については、小中とも目標値の達成には至っていない。</p> <p>◇中学校区等で連携し、発達段階に応じた目安時間や取組みの参考例を示した手引きを作成し、日々の学習課題の提供を行うとともに、中学校等のテスト期間中を家庭学習週間に設定するなど、児童生徒の家庭学習に対する意識を高める取組みを進めることができた。</p> <p>◇読書への意欲を高めるため、読書量や到達度が分かる読書カードや読書通帳を活用しつつ、1日あたりの読書時間の目安の提示や読書週間の設定等の取組みを進めることができた。</p> <p>◇コロナ禍により臨時休業等を余儀なくされるなど、児童生徒の学習活動に様々な制約があったことを踏まえ、家庭での自学自習の支援及び読書活動推進の一環とした。</p>		<p>また、中学3年生には高等学校等への進路支援という観点も込めて、市内在住の全ての児童生徒に図書カードを配付した。</p>	
		今後の方向性	
		<ul style="list-style-type: none"> ◆今後も着実に児童生徒の学習状況を改善するため、引き続き自学自習力の育成にかかるアンケート調査を実施し、学力向上の取組みの検証・改善を行っていく。 ◆目標の達成に至らなかった項目の「学校の授業以外での平日における1日当たりの勉強時間及び読書時間」については、目標達成に向け、家庭との連携や中学校区としての家庭学習課題の設定を進めていく。また、朝の読書時間の設定や市立図書館を活用した読書活動を進めていく。 ◆放課後学習や土曜日学習会において、家庭学習習慣定着に繋がる児童生徒の実態に応じた家庭学習課題を提供することで、意欲を喚起させ、家庭学習習慣の定着に繋げていくとともに、家庭学習への取り組み方が身に着くよう学習計画カードの活用等を進めていく。 	
学識経験者の意見・助言			
<ul style="list-style-type: none"> ・ 家庭での学習や読書の状況は改善傾向にあるが、市の目標値との開きがあり、一層の充実が必要。 ・ 読書の動機付けとして、読書通帳を活用した他市にはない独自の取組みを行っており、評価に値する。 			

重点項目 3		担当課	
自学自習力の育成		学校教育課	
目標 2	学習機会の確保		
主な取組み（教育指導事業）			評価
<ul style="list-style-type: none"> ● 定期的な放課後学習会の開催 ● 土曜日学習会（※2）の実施 ● 長期休業日用の学習冊子の作成・活用 			◎
評価の根拠		今後の方向性	
<p>◇年度当初の一斉臨時休業により、6月からの開始となったが、市費教員や学習支援サポーター（※3）、地域ボランティアを活用した放課後学習を全校で実施し、つまずきのある学習内容等について復習する機会を設定できた。</p> <p>◇小学校等全校において民間活力を活用した土曜日学習会を開催し、全校で282名の児童が参加した。参加児童に対し、定期的なテストやアンケート結果の分析を踏まえた個別指導型の学習を行うことで、参加児童の開始当初と終了時のテストの比較で、5年生の国語以外で偏差値の向上が見られた。また、その結果や学習状況等の情報を各校と共有することにより、学習習慣の確立に向けた取組みの充実を図ることができた。</p> <p>◇春季休業中の学習冊子を小学校等4年生から中学校等2年生の全児童生徒へ配布したことで、進級進学時期においても継続的に家庭学習に取り組む機会を設定することができた。</p> <p>◇臨時休業期間中においても児童生徒が学びを継続できるよう、家庭学習課題の提供を行った。</p>		<ul style="list-style-type: none"> ◆ICT機器を効果的に活用し、新たに導入した一人一台端末によるアンケートを実施し、児童生徒一人一人のきめ細やかな状況把握・分析を組織的に行い、取組みの改善に繋げていく。 ◆小学校等で実施している土曜日学習会において、一定の効果が認められたことから、中学校等においても民間活力を活用した学習会の開催に取り組む。 ◆非常時にやむを得ず学校に登校できない状況となった場合については、学習プリントの配付等、これまでの取組みに加え、オンライン授業（※4）・オンライン学習（※5）を実施していく。 	
学識経験者の意見・助言			
<ul style="list-style-type: none"> ・ 児童生徒の状況に応じたきめ細かな支援ができており、その成果も表われつつある。 ・ 小学校全校で土曜日学習会を実施して学力向上のエビデンスが得られたことは、非常に良いことであり、大いに評価できる。 			

参考となる図表及び注釈

目標1. 「児童生徒の家庭での学習習慣及び読書習慣の確立」

学力向上にかかる目標値の達成状況（自学自習力の育成にかかる項目）

【小学校等】

項目	初期現状値 (R1現状値)	最終結果 (R3.2月結果)	増減	市目標値 達成状況	市目標値
家で、授業の予習・復習をしている	41.4	66.1	24.7	○	53.1
学校の授業以外での平日における1日当たりの勉強時間（30分以上）	78.5	80.6	2.1	×	89.6
学校の授業以外での平日における1日当たりの読書時間（10分以上）	53.5	59	5.5	×	65.1

【中学校等】

項目	初期現状値 (R1現状値)	最終結果 (R3.2月結果)	増減	市目標値 達成状況	市目標値
家で、授業の予習・復習をしている	37.0	56.5	19.5	○	53.1
学校の授業以外での平日における1日当たりの勉強時間（1時間以上）	59.2	59.0	▲0.2	×	89.6
学校の授業以外での平日における1日当たりの読書時間（10分以上）	37	47.6	10.6	×	65.1

目標2. 「学習機会の充実」

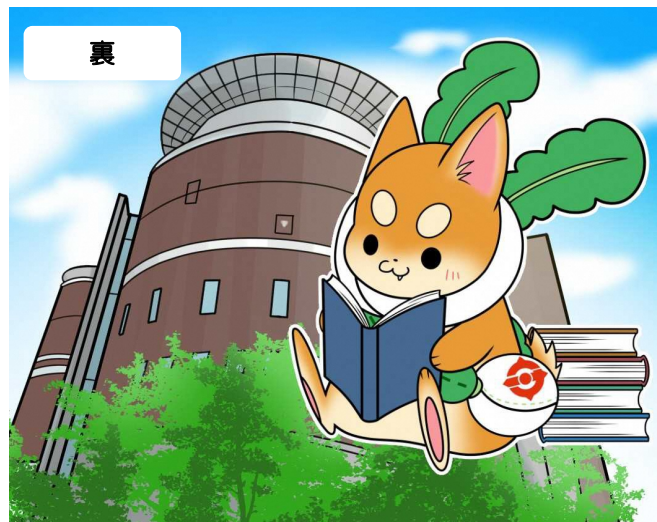
「自学自習力の育成」にかかる支援員等一覧

名称	対象	内容	人数
学習支援サポーター	小学校等	放課後学習において児童の学習支援を行う。	40名 (延べ数)
少人数指導等加配教員 (市費教員)	中学校等	きめ細やかな少人数指導による授業の実施と生徒の家庭学習の定着に向けた支援を行う。	8名

令和2年度 土曜日学習会（参加児童のテスト結果）

教科		国語			算数		
		6月（初回）	10月（中間）	2月（最終）	6月（初回）	10月（中間）	2月（最終）
5年生	平均点	51.8	55.0	57.5	51.0	65.7	49.1
	偏差値	49.0	48.0	50.4	51.3	49.4	51.1
6年生	平均点	56.2	59.6	63.1	44.0	56.5	67.8
	偏差値	48.8	48.7	51.0	46.1	49.1	50.7

※1【読書通帳】：市内の図書施設における読書記録をつけることができる通帳。図書館内に設置されている読書通帳機を通すことにより、借りた本のタイトルや著者名、貸出日が印字される。一冊300円で作成できるが、市内在住・在学の中学生以下は無料。小学校入学時には学校での配布を行っている。



※2【土曜日学習会】：児童の学習習慣の定着と学力向上を図るため、市立小学校等の塾等に通っていない児童を対象とし、土曜日を実施する民間活力を活用した学習会。

※3【学習支援サポーター】：児童の学習意欲と学力の向上を図ることを目的に、小学校等の放課後学習教室で学習支援を行うサポーター。

※4【オンライン授業】：インターネットを利用した、授業の配信。

(例) ZoomやTeamsの会議システムを利用して同時双方向型の授業を行う、録画配信を行う等。

※5【オンライン学習】：インターネット接続を前提とした、学習者用タブレットを利用して行う学習。

(例) Teamsやミライシード上での学習課題の提供および、インターネット検索による調べ学習等。

重点項目 4		担当課	
支援教育の充実		学校教育課	
目標 1	個に応じた支援の充実		
主な取組み（支援教育推進事業）			評価
<ul style="list-style-type: none"> ● 障がい種別に応じた自立活動の実施 ● 個別の教育支援計画及び指導計画の作成と活用 ● 特別支援教育支援員（※1）の配置 ● スクールヘルパー（※2）の配置 			○
評価の根拠		今後の方向性	
<p>◇ 支援学級に在籍する児童生徒に対して、障がい種別に応じた「自立活動」（※3）が実施できるよう、「個別の教育支援計画」（※4）及び「個別の指導計画」（※5）を作成し引継ぎの徹底を図るよう各学校へ指導した。なお、コロナ禍であることを鑑み、新規の支援学級が設置された学校を重点的に訪問し、全校に対して報告書を求めることで支援教育にかかる計画の点検を行った。</p> <p>◇ 通常の学級に在籍する配慮を要する児童生徒や単独で行動することが困難な児童生徒に対して、特別支援教育支援員及びスクールヘルパーを派遣し、そうした児童生徒の授業への参加と円滑な学校生活を送ることができるよう補助した。</p>		<ul style="list-style-type: none"> ◆ 令和3年度もコロナ禍であることを鑑み、全校に対して支援教育にかかる計画の報告書を求めるとともに新規に支援学級が設置された学校を重点的に訪問し、計画の点検及び指導・助言を行っていく。 ◆ 児童生徒が円滑に学校生活を送れるよう、特別支援教育支援員及びスクールヘルパーを派遣し、活用状況やニーズを踏まえ、配置のあり方を検討していく。加えて、医療的ケアを必要とする児童・保護者が安心して学校生活を送ることができるようするため、対象の児童生徒が在籍する学校へ看護師を配置する。 ◆ 障がいの状況と保護者の要望により、児童生徒に対する教育目標を達成できるよう、文部科学省著作教科用図書（※6）を採択していく。 	
学識経験者の意見・助言			
<ul style="list-style-type: none"> ・ 児童生徒の特性に応じたきめ細かな支援が講じられている。さらなるニーズの多様化への対応を期待する。 ・ 「合理的配慮」という観点から、障がいを有する子どもたちへのなお一層の支援をお願いしたい。 			

重点項目 4		担当課	
支援教育の充実		学校教育課	
目標 2	支援教育の充実に向けた教職員の指導力向上		
主な取組み（支援教育推進事業）			評価
<ul style="list-style-type: none"> ● リーディングスタッフ（※7）による訪問相談の実施 ● 支援教育啓発冊子の作成・配布 ● 支援教育コーディネーター（※8）や支援学級担任等を対象とした研修の開催 ● 市立学校・園所の教職員及び保護者等を対象とした支援教育夜間懇談会の実施 			○
評価の根拠		今後の方向性	
<ul style="list-style-type: none"> ◇ 新規採用教職員等、初めて教職に就く教職員に対する支援教育啓発冊子の配付、リーディングスタッフ等による各学校園への訪問相談を実施し、配慮を要する児童生徒への指導方法の工夫・改善について、多角的な視点から教職員の見識を深める補助ができた。 ◇ 支援教育コーディネーターや支援学級担任等のニーズに応じた研修を開催した。 ◇ 教員の資質向上と、支援学級在籍児童生徒及び配慮を要する幼児の保護者等との交流を図るとともに、保護者の個別の相談に応じるため支援教育夜間懇談会を開催した。 		<ul style="list-style-type: none"> ◆ 令和3年度より通級指導教室が新たに2学級設置されることから、市リーディングチームによる訪問相談の更なる活用が進むよう、各学校へ積極的な活用への周知に努めていく。 ◆ 今後においても配慮を要する児童生徒への指導方法の工夫・改善が図られるよう、学校訪問での様子や各研修会ごとのアンケート結果等から現状の把握に努めつつ、教職員のニーズや市内の支援教育にかかる課題に沿った質の高い研修会をオンラインや動画配信等の活用も含め、実施する。 	
学識経験者の意見・助言			
<ul style="list-style-type: none"> ・ 学校の支援機能向上のための工夫がされている。支援教育に関する教職員の専門性の向上に繋がることを期待する。 ・ リーディング・スタッフへの研修も行われており、配慮を必要とする児童生徒への指導方法に工夫が見られるようになってきたことを評価したい。 			

参考となる図表及び注釈

目標1. 「個に応じた支援の充実」

支援学級について（5月1日現在 学校基本調査より）

年度	小学校及び義務教育学校（前期課程）			中学校及び義務教育学校（後期課程）		
	支援学級数	在籍数	割合	支援学級数	在籍数	割合
令和2年度	75学級	419人	7.14%	30学級	153人	5.33%
令和元年度	71学級	390人	6.56%	29学級	140人	4.78%
平成30年度	71学級	386人	6.40%	27学級	119人	3.90%

※割合は、支援学級在籍児童生徒数を分子、全児童生徒数を分母として算出

支援教育にかかる支援員等

名称	対象	人数
特別支援教育支援員	全校	35名
スクールヘルパー	必要とする児童生徒が 在籍する学校	23名

訪問相談回数

校種	回数
小学校	29件
中学校	10件
義務教育学校	1件

令和2年度 支援教育研修等

（1）支援教育講演会【対象：市立学校・園所及び市内私立園所の教職員、特別支援教育支援員】

回	日時	場所	内容	講師
1	10月12日	市役所1階	配慮を要する子どもへのかかわり方のコツ ～学校でいかすペアレントトレーニング～	関西福祉大学大学院 教授 古川 恵美
2	1月14日	市内各学校 (ZOOM配信)	支援学級等における効果的な自立活動 ～取組みの実践事例をもとに～	関西国際大学 教授 中尾 繁樹

（2）支援教育コーディネーター研修会【対象：市立学校支援教育コーディネーター】

回	日時	場所	内容	講師
1	6月19日 ※兼支援担研	さつき学園	コーディネーターって何するの？ ～効果的なチーム支援につなげるために～	大阪府立守口支援学校 指導教諭 瀧本 一夫
2	10月5日	市役所1階	ケース会議から考えるチーム支援 ～よりよい支援につなげるために～	北河内地区支援学校教員 守口市リーディングス タッフ
3	2月9日 ※兼支援担研	市内各学校 (ZOOM配信)	次へつなげる訪問相談のポイント ～情報の引継ぎとコーディネーターの役割～	大阪府立守口支援学校 指導教諭 瀧本 一夫

(3) 支援学級担任研修会【対象：市立学校支援学級担任】

日時	場所	内容	講師
6月19日 ※兼支援Co研	さつき学園	コーディネーターって何するの？ ～効果的なチーム支援につなげるために～	大阪府立守口支援学校 指導教諭 瀧本 一夫
11月20日	さつき学園	考えよう自立活動 ～知的に配慮を必要とする子どものために～	大阪府立守口支援学校 指導教諭 瀧本 一夫 指導教諭 中江 晴美
2月9日 ※兼支援Co研	市内各学校 (ZOOM配信)	次へつなげる訪問相談のポイント ～情報の引継ぎとコーディネーターの役割～	大阪府立守口支援学校 指導教諭 瀧本 一夫

(4) 支援教育夜間懇談会

【対象：市立学校・園所の教職員、支援学級在籍児童生徒及び特別な配慮を要する幼児の保護者】

回	日時	場所	内容	講師
1	6月30日	さつき学園	すべての子どもをハッピーにする ポジティブ行動支援	梅花女子大学 教授 伊丹 昌一
2	12月1日	市役所1階 会議室103～105	子どもの不登校と心身症 ～学校と家庭の理解と対応～	関西医科大学 総合医療センター 石崎 優子

(5) 支援教育研修会（守口市リーディングスタッフ会議）【対象：守口市リーディングスタッフ】

回	日時	場所	内容	講師
1	11月25日	市役所6階 会議室603	子どもの見取り方のポイント ～個に応じた指導へ効果的につなげるために～	関西国際大学 教授 中尾 繁樹

※1【特別支援教育支援員】：平成20年度から市費によって配置し、支援学級に通っていないが、発達障がいのある児童生徒を対象とし、学校生活上の介助や学習支援を行う。

※2【スクールヘルパー】：平成11年度から市費によって派遣し、単独での行動が困難な児童生徒を対象として、学校行事等において付き添いを行う。

※3【自立活動】：障がいのある児童生徒が自立をめざし、障がいにおける困難を主体的に改善・克服するために行う、心身の調和的発達の基盤を培う活動。児童生徒一人一人の障がいの種類や程度等に応じて、具体的な指導内容等を決定する。

※4【個別の教育支援計画】：長期的な観点から、計画的、組織的な支援を行っていくために、本人や保護者の希望も踏まえ、学校、家庭、医療や福祉等の関係機関が、情報を共有し、支援の目標や内容を明確にするもの。

※ 5 【個別の指導計画】：各教科や自立活動の指導において、一人一人の児童生徒の障がいの状態等に応じた、具体的な指導内容や指導方法を工夫した計画。

※ 6 【文部科学省著作教科用図書】：視覚・聴覚・知的障がいの支援学校で使用する教科用図書として発行されたもの。知的障がい者用の教科書は、通称「星本（☆本）」と呼ばれている。

※ 7 【リーディングスタッフ】：研修会の講師を務めるなど、市内において中核となって指導的な役割を果たす教員。

※ 8 【支援教育コーディネーター】：校内委員会を運営し、保護者との相談や学校外の関係諸機関や専門家等との連携・調整等を行う教員。

重点項目 5		担当課	
就学前教育・保育との連携		学校教育課	
目標 1	就学前教育・保育との円滑な学びの接続		
主な取組み（教育指導事業）			評価
<ul style="list-style-type: none"> ● 「接続期カリキュラム（※1）」等を踏まえた学校と認定こども園等との連携の推進 ● 就学時の情報共有 ● 幼児と児童生徒との交流機会の設定 ● 就学前後の教員同士の相互理解の促進 			○
評価の根拠		今後の方向性	
<p>◇ 就学前の教育及び保育で育まれた資質・能力を基に、義務教育における学びへの円滑な接続を、より一層図っていくため、「接続期カリキュラム」の活用について、就学前施設の教員に対する指導助言及び校長会での周知を行った。</p> <p>◇ 幼児と児童生徒との交流機会をつくるため、例年各校で就学前後の子どもたちの交流活動を行ってきた。令和2年度については、コロナ禍であったことから3校のみの実施となったが、ビデオレターやメッセージカードによる交流などの工夫を行った。</p> <p>◇ 就学前後の教員同士の相互理解の促進を図るため、市内認定こども園（3園）で実施される公開保育において、就学後の教育活動の内容を講話するなど研修講師として指導主事を派遣した。また、市立学校・園所の教職員を対象に支援教育講演会、市立学校・園所の教職員を対象に支援教育夜間懇談会の実施について周知し、参加者を募った。</p>		<ul style="list-style-type: none"> ◆ 「接続期カリキュラム」について、接続期である1学期に管理職及び小学校等1年生担当教員等へ活用の促進を図っていく。 ◆ コロナ禍に限らず、対面での交流の実施が困難な場合は、オンラインや動画配信等の活用も含め、幼児と児童生徒との交流機会の拡充に努めていく。 ◆ 就学前後の教員同士の相互理解の促進を図るため、引き続き合同研修会の機会を設定し、連携の強化に努めていく。その際、オンラインによる授業公開や研究会を実施するなど、コロナ禍に限らず、研修機会が充実できるよう努めていく。就学後の教育活動の内容を就学前の教員へ伝える機会として、引き続き指導主事派遣を行う。 	
学識経験者の意見・助言			
<ul style="list-style-type: none"> ・ 接続期の取組みの充実が、義務教育終了までの学びの連続性の向上に繋がることを期待する。 ・ 「小1プロブレム」の解決のため、「幼少連携」の観点から、接続期カリキュラムのさらなる研究を進めていただきたい。 			

参考となる図表及び注釈

※1【接続期カリキュラム】：本市の幼児教育、また小学校教育の現状と課題を踏まえ、認定こども園等と小学校において、それぞれが子どもたちの健やかな成長を保障する上で大切にすべき視点や内容、取組みについて示したものを。

II 教育委員会の点検・評価の結果について

<p>学校教育 基本方針 2</p>	<p>心を育てる ～人権を尊重し、豊かな人間性と社会性の育成～</p>
<p>方針目標</p>	
<p>自他の生命と人権を尊重し、思いやりの心や社会の一員としての自覚と社会性をもって、社会に貢献しようとする精神と態度をもつ人の育成を目指して、人権尊重の教育及び道徳教育を充実し、社会体験や自然体験、交流活動やふれあい活動等の機会を充実させます。</p> <p>また、子どもの豊かな人間性と社会性を育むため、中学校区での連携を一層強化し、指導方法などの研究・実践の取組みを進めます。</p>	
<p>重点項目</p>	<p>目 標</p>
<p>6. 人権教育の充実</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○人権尊重の教育の推進 ○在日外国人児童生徒等への支援
<p>7. 道徳教育の充実</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○「考え、議論する道徳」の実現に向けた授業改善 ○家庭・地域との連携
<p>8. 生徒指導の充実</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○生徒指導体制の充実 ○不登校対策の推進 ○いじめの未然防止と早期対応
<p>9. キャリア教育の充実</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○中学校区等における発達段階に応じたキャリア教育の推進

重点項目 6		担当課
人権教育の充実		学校教育課
目標 1	人権尊重の教育の推進	
主な取組み（教育指導事業）		評価
<ul style="list-style-type: none"> ● 「仲間づくり」や「学級集団づくり」にかかる取組みの推進 ● 人権教育の系統的な指導計画の作成 ● 今日的な人権課題をはじめとした人権教育にかかる校内外における研修の実施 ● 人権侵害事象への学校・教育委員会が連携した対応 		○
評価の根拠		
<p>◇ 定期的な意識調査を行い、児童生徒の状況を把握しつつ、成果や課題を踏まえ教育活動全体を通じて仲間づくりや学級集団づくりの取組みを行った。意識調査の結果、自分によいところがあると捉えている児童生徒が6割未満、人の役に立っていると感じている児童生徒が5割未満であった。</p> <p>◇ 各校において作成している人権教育の系統的な指導計画を踏まえ、各教科・領域の中で人権教育の指導を行いつつ、各校の実情に応じた校内研修を実施するなど、人権教育の取組みが推進された。一方、人権侵害事象の未然防止と早期発見、早期対応ができるよう校内研修の実施や、各校における相談窓口の設置及び周知の徹底等の取組みが進められたが、新型コロナウイルスにかかる民族差別発言が1件生じた。</p> <p>◇ コロナ禍であったことから昨年度より回数が減ったものの、全校規模で教職員対象の人権教育研修講座を開催した。講座では、外部講師による差別問題や日本語指導について講話を行い、児童生徒の人権意識の醸成を図る指導の視点等、新たな知見を得ることができた。</p>		<p>◇ 各校の実情に合わせ、LGBTやハラスメント防止等、今日的な課題をテーマとした校内研修を実施した。また、4つの中学校区等ブロックにおいて、文化や性の多様性等をテーマに研修を実施した。</p> <p style="text-align: center;">今後の方向性</p> <ul style="list-style-type: none"> ◆ コロナ禍に限らず、教育活動の制限や、学校行事が従来の形式で実施できないこともあるため、普段の授業等や学校生活の中で児童生徒の自己肯定感・自己有用感を高める取組み等について、指導助言を行い、各校における取組みの充実が図られるよう支援する。 ◆ 引き続き、「障害者差別解消法（※1）」「ヘイトスピーチ解消法（※2）」「部落差別解消法（※3）」等の法律を踏まえつつ、組織的に人権意識の醸成と指導方法の充実を図るため、指導計画の検証改善を図っていく。 ◆ 今日的な人権課題も含め、人権教育に関する基礎的・実践的な研修会を開催するとともに、各校の人権教育にかかる実践を把握し、学校訪問などを通して指導・助言を行う。
学識経験者の意見・助言		
<ul style="list-style-type: none"> ・ 児童生徒への意識調査を踏まえた実践的な取組みとなっている。事象から得た教訓を生かすことを期待する。 ・ 近年では、性的少数者について、LGBTQという表記もなされていることから、今後はQも含めて考えていただきたい。 		

重点項目 6		担当課	
人権教育の充実		学校教育課	
目標 2	在日外国人児童生徒等への支援		
主な取組み（教育指導事業）			評価
<ul style="list-style-type: none"> ● 在日外国人児童生徒交流会（※4）の開催 ● 在日外国人児童生徒交流会への講師及び新渡日児童生徒への通訳の派遣 ● 日本語指導が必要な児童生徒に対する日本語指導の推進 			○
評価の根拠		今後の方向性	
<p>◇市立学校に在籍する在日外国人の児童生徒を対象に在日外国人児童生徒交流会を開催するとともに交流会へ講師を派遣し、対象の児童生徒のアイデンティティ（※5）の育成と学校全体で受け止め、理解できる教育を進めていくことができるよう支援した。</p> <p>◇日本語指導を必要とする児童生徒に対し、日本語指導教員が巡回し、日本語指導にかかる「特別の教育課程」（※6）による日本語指導を行うとともに、新渡日児童生徒21名に対して通訳を派遣することで、対象の児童生徒が、円滑な学校生活を送ることができるよう支援した。</p>		<ul style="list-style-type: none"> ◆日本語指導を必要とする児童生徒が増加傾向にあることから、今後も児童生徒が円滑に学校生活が送れるよう、日本語指導教員の配置を拡充し、巡回による指導を継続する。 ◆多様化する新渡日児童生徒の言語に対応するため、通訳ができる人材の確保に努めるとともに、翻訳アプリ等を活用した支援を行う。 	
学識経験者の意見・助言			
<ul style="list-style-type: none"> ● 日本語指導を必要とする児童生徒の適応への支援がなされている。今後、該当児童生徒の進路も視野に入れた他部局との連携した取組みを期待する。 ● 出入国管理法の改正を受けて、守口市でも、今後外国人労働者に帯同する児童生徒の増加が見込まれる。今後とも在日外国人児童生徒への教育的配慮をお願いしたい。 			

参考となる図表及び注釈

目標1. 「人権尊重の教育の推進」

児童生徒対象の意識調査の肯定回答の割合（％）

項目①「わたしには、いろいろなよいところがあります」

【小学校等】

年度	割合
令和2年度	59.3%
令和元年度	58.6%

【中学校等】

年度	割合
令和2年度	59.1%
令和元年度	58.5%

項目②「わたしはクラスの人の役に立っていると感じている」

【小学校等】

年度	割合
令和2年度	45.6%
令和元年度	44.6%

【中学校等】

年度	割合
令和2年度	47.6%
令和元年度	47.9%

令和2年度人権教育研修講座（市教委主催開催）

回・実施日	研修名・内容	講師
第1回 11/17	「ハンセン病問題から考える差別問題」	加藤 美香 氏（寝屋川市立明和小学校）
第2回 1/28	「日本語指導が必要な子どもたちの進路について ～高校教員の視点からみた日本語指導～」	柳澤 勤 氏（大阪府立門真なみはや高等学校） 洪 敦子 氏（守口小学校 教諭）

※1 【（正式名称）障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律】：平成28年4月1日施行。障がいや理由とする差別の解消の推進に関する基本的な事項、行政機関等及び事業者における障がいや理由とする差別を解消するための措置等を定めることにより、障がいや理由とする差別の解消を推進し、全ての国民が、障がいの有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に資することを目的とし、障がいや理由とした不当な差別的取扱いの禁止、障がい者に対する合理的配慮を行う義務が定められている。

※2 【（正式名称）本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律】：平成28年6月3日施行。本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消が喫緊の課題であることに鑑み、その解消に向けた取組みについて、基本理念を定め、及び国等の責務を明らかにするとともに、基本的施策を定め、これを推進することを目的とするもの。

※3 【（正式名称）部落差別の解消の推進に関する法律】：平成28年12月16日施行。部落差別は許されないものであるとの認識のもとに、部落差別の解消の必要性について国民の理解を深めるよう努めることにより、部落差別のない社会を実現することをめざしたもの。また、解消のための施策として、国及び地方公共団体は、相談体制の充実や教育啓発の推進に努めることを規定している。

※ 4 【在日外国人児童生徒交流会】：放課後等に、児童生徒がルーツのある外国の言語や文化等の学習を行う課外活動。

※ 5 【アイデンティティ】：尊厳や誇り。これを欠いては自分ではないと思う属性や特性のこと。
例えば、自分がどんなルーツを持っており、どんな集団に属しているかということに関わり、その属性が自分にとって重要だということを意味する。

※ 6 【日本語指導にかかる「特別の教育課程」】：日本語能力の向上や在籍学級における各教科等の学習活動に日本語で参加する能力の養成等に向け、日本語指導が必要な児童生徒一人ひとりの実態を踏まえた上で、指導の目的・内容、形態及び場所、指導計画等、個々に応じたきめ細かな教育を行うための弾力的なカリキュラム。

重点項目 7		担当課	
道徳教育の充実		学校教育課	
目標 1	「考え、議論する道徳」の実現に向けた授業改善		
主な取組み（教育指導事業）			評価
<ul style="list-style-type: none"> ● 全体計画・年間指導計画に基づく取組みの推進 ● 指導方法の改善及び評価についての研修の実施 			○
評価の根拠		今後の方向性	
<p>◇道徳教育の全体計画・年間指導計画及び道徳科と他の教科・領域との関連を示した別葉を踏まえた授業を行うとともに、実情に応じた校内研修を実施するなど、各校において道徳教育の取組みを推進した。</p> <p>◇道徳の授業改善の推進及び児童生徒の成長に繋がる評価の研究を目的として、全校規模で授業実践と評価にかかる研修を実施した。研修会では外部講師による模擬授業及び講演を企画し、指導方法や評価について、より実践的な知見を得ることができた。</p> <p>◇研修参加者のニーズに応じた研修が実施できたものの、参加していない教職員への着実な伝達研修を行う必要がある。</p>		<ul style="list-style-type: none"> ◆道徳的な課題を一人ひとりの児童生徒が自分自身の問題と捉え向き合いつつ、他者の考えを共有する「考え、議論する道徳」の実現に向け、道徳教育の全体計画・年間指導計画の検証・改善を行いつつ、今後も外部講師を招へいした研修を実施することで研究を進める。 ◆「道徳の教科書」・副教材・体験的な活動等を効果的に組み合わせた指導方法の研究を進める。 ◆指導方法や評価についての理解が、研修参加者だけに留まらないよう、研修で活用した資料データ等を配布し、伝達研修を各校で行えるよう支援し、市全体で指導と評価を一体化させた授業を行えるようにしていく。 	
学識経験者の意見・助言			
<ul style="list-style-type: none"> ・ 道徳の指導について、実践的な研究が進みつつある。その成果が市全体に定着することを期待する。 ・ いわゆる「※徳目主義」に陥ることのない、子どもたちにとって「生きて働く」道徳教育を期待したい。 <p style="text-align: center;">※徳目主義…道徳を正義・勇気・親切といった徳目として列挙し、それらの徳目の一つ一つを数えることによって道徳性が形成されるという考え方。</p>			

重点項目 7		担当課	
道徳教育の充実		学校教育課	
目標 2	家庭・地域との連携		
主な取組み（教育指導事業）			評価
<ul style="list-style-type: none"> ● 道徳の授業公開の実施 ● 社会科副読本の活用 ● 出前授業等を活用した環境教育の推進 			△
評価の根拠		今後の方向性	
<p>◇学校における道徳教育への理解と協力を家庭や地域から得るため、コロナ禍で全学級公開は見送ったものの、参加人数を制限しながら、小学校4校が一部の学級で授業を公開した。</p> <p>◇地域についての理解を深める授業が展開されるよう、市教育委員会作成の社会科副読本（「わたしたちの守口」「中学歴史資料集～郷土・守口の歴史～」）を配布し、授業で活用した。</p> <p>◇児童生徒が、環境教育に触れることができるよう、例年出前授業や体験授業を実施しているが、コロナ禍であることもあり、実施できなかった。</p>		<ul style="list-style-type: none"> ◆ コロナ禍に限らず、通常の授業参観が困難な場合においてもオンラインや動画配信等の活用も含め、授業公開の実施の拡充に努める。 ◆ 一人一台端末の活用を進めつつ、より理解を深めるためにも、写真の拡大や動画等の再生等のデジタルコンテンツを含んだ社会科副読本の電子化を検討する。 ◆ 小学校等に対しSDGsに関する出前授業を実施するなど、環境教育を学習する機会の拡充に努める。 	
学識経験者の意見・助言			
<ul style="list-style-type: none"> ・ 道徳の授業を通じた家庭・地域との連携は意義深い。開かれたカリキュラムの視点で更なる充実を期待する。 ・ 道徳教育で、SDGsや環境教育を扱うのは筋が異なるのではないかと。SDGsや環境教育は、自然認識と社会認識を基盤としている。したがって、「総合的な学習の時間」で扱うべき題材だと思われる。 			

参考となる図表及び注釈

目標1. 「『考え、議論する道徳』の実現に向けた授業改善」

研修内容

日程	内 容	
11月17日	模擬授業 及び講演	【テーマ】 「道徳科を要とした道徳教育の充実に向けて～いじめを扱う教材 について考える～」 講師 四天王寺大学 杉中康平 氏

研修参加者への事後アンケート【肯定的回答の割合（％）】

アンケート項目	割合
今後の授業づくりにいかすことができる	100
評価について新しい知見を得ることができた	94.7

目標2. 「家庭・地域との連携」

道徳の授業公開

	小学校等	中学校等
令和元年度	全学級公開 4校 一部学級公開 10校	全学級公開 8校
令和2年度	一部学級公開 4校 実施せず 10校	実施せず 8校

重点項目 8		担当課
生徒指導の充実		学校教育課
目標 1	生徒指導体制の充実	
主な取組み（教育指導事業）		評価
<ul style="list-style-type: none"> ● 自己肯定感・自己有用感（※1）に関する意識調査 ● 生徒指導担当者会の開催 ● 各種対応マニュアルに沿った適切な対応 ● スクールソーシャルワーカー（※2）等を活用したケース会議の開催 ● 関係機関と連携した研修や出前授業の実施 		○
評価の根拠		
<p>◇ 定期的なアンケート調査結果から児童生徒の状況を把握しつつ、成果や課題を踏まえた組織的な取組みを各校で行った。中学校等の全項目で改善が見られた。また、新型コロナウイルス感染症による臨時休業時にスクールカウンセラー（※3）をのべ14回派遣し、面談やアンケートの分析など心理的不安軽減のための支援を行った。</p> <p>◇ 各種対応マニュアルに示している対応等について、校長会や生徒指導担当者会等を通し周知した。また、校内の生徒指導体制に専門家の視点を加えるため、児童生徒の個々の状況についてスクールソーシャルワーカーを活用したケース会議を開催した。暴力行為等について積極的な対応が行われ、中学校等で暴力件数が減少した。一方、小学校等では増加した。</p> <p>◇ 虐待を受けたと思われる児童生徒の異変に気づく等の対応力を向上させるため、守口市児童虐待防止地域協議会と連携した会議を行った。なお、今年度については、新型コロナウイルス感染症防止の観点から、研修の開催は見送った。</p>		<p>また、非行及び薬物乱用の防止・情報モラル教育（※4）について関係機関と連携した出前授業を行い、危険性等を啓発した。なお、今年度については、新型コロナウイルス感染症防止の観点から、全校での対面実施は見送り、実施方法をリモートによる開催などに変更して実施した。</p>
		今後の方向性
		<ul style="list-style-type: none"> ◆ コロナ禍に限らず、教育活動の制限や学校行事が従来の形式で実施できないこともあるため、普段の授業等や学校生活の中で児童生徒の自己肯定感・自己有用感を高める取組み等について指導助言するなど、取組みの充実が図られるよう支援する。 ◆ 今後も暴力行為等の生徒指導上の課題に対する未然防止と早期対応のためスクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー等の専門家を活用したスクリーニング（※5）を充実させ、継続ケースのみならず全児童生徒に対応できる生徒指導体制を充実させるよう支援する。 ◆ オンライン等の活用も含め、外部機関を効果的に活用する機会を設定する。
学識経験者の意見・助言		
<ul style="list-style-type: none"> ・ 児童生徒の意識調査を踏まえた組織的な対応がなされている。コロナ禍で様々な制限が続く中、その機能が継続できる工夫を期待する。 ・ スクールソーシャルワーカーを含めたケース会議で話し合われたことについて、個人情報への配慮は必要だが、教職員間で情報共有する体制づくりが必要である。 		

重点項目 8		担当課	
生徒指導の充実		学校教育課 教育センター	
目標 2	不登校対策の推進		
主な取組み（教育指導事業）			評価
<ul style="list-style-type: none"> ● スクールソーシャルワーカー、スクールカウンセラーの配置 ● 教育専門相談員、学生フレンドによるアウトリーチ型支援（※6） ● 適応指導教室（ふれあい教室）（※7）の開設 			△
評価の根拠			
<ul style="list-style-type: none"> ◆ 各校の不登校児童生徒の状況や対応を月ごとに把握しつつ、必要に応じてケース会議に指導主事を派遣し課題解決に向けた指導助言を行うとともに、全小学校等へ、月に1度のペースでスクールソーシャルワーカーを派遣し、アセスメント及びプランニングを行うことで、個に応じたきめ細やかな対応や継続的な見守りが学校体制として行われるよう支援した。 ◆ 各校のケース会議にスクールカウンセラーをのべ73回派遣するとともに、不登校支援研究指定校等の児童20名に対する教育専門相談員のアウトリーチ型支援を通じ、保護者の理解を得て、対象児童生徒を医療機関、放課後デイサービス、学生フレンドに繋ぐことができた。 ◆ 適応指導教室（ふれあい教室）においては、児童生徒9名に対して、在籍校との連携を密にとりつつ、保護者を交えたケース会議等によって状況や方針を共有しながら、社会的自立に向けた学習や集団活動等の取組みを行った。そのうち6名の児童生徒が在籍校へのチャレンジ登校を行った。 		<p>しかしながら、コロナ禍による年度当初からの約2か月間の臨時休業等によって支援が困難であったこともあり、継続的な不登校児童生徒の解消に至らず、市全体の不登校児童生徒数は小学校等61名、中学校等141名と増加になった。</p>	
		今後の方向性	
		<ul style="list-style-type: none"> ◆ 新たな不登校を生み出さない取組みや不登校児童生徒への個に応じた対応を一層充実させるため、スクールソーシャルワーカーの配置拡充に努めつつ、小中合同や福祉部局と連携したケース会議を実施する。 ◆ 新型コロナウイルス感染症による心理的不安等で、やむを得ず登校できない状況にある児童生徒にも対応できるよう、ICT機器やオンライン会議ツールを利用し、家庭等にいる児童生徒に授業等の配信を行うなどの新たな支援を進める。 ◆ 不登校児童生徒への学習支援等を充実させるため、授業を行っている教室と家庭や校内適応指導教室等を繋ぐなど、オンラインによる不登校支援の充実に向けて取り組む。 ◆ ふれあい教室（適応指導教室）において、従来の学習支援や生活指導に加え、学習用タブレット端末を活用して情報活用能力を養うなど、社会的自立に向けて支援する。 	
学識経験者の意見・助言			
<ul style="list-style-type: none"> ・ 専門家のスキルを活用しながら、きめ細かな支援体制ができている。コロナ禍という新たな社会状況において、より積極的なアプローチに期待する。 ・ スクールソーシャルワーカー、スクールカウンセラーを配置し、学生フレンドによるアウトリーチ型支援を行おうとしている意欲を評価したい。しかしながら、不登校児童生徒が増加してしまった点は残念であった。 			

重点項目 8		担当課
生徒指導の充実		学校教育課
目標 3	いじめの未然防止と早期対応	
主な取組み（教育相談事業）		評価
<ul style="list-style-type: none"> ● 学校いじめ基本方針の検証・改善 ● いじめ対応マニュアルに沿った対応 ● いじめ問題対策連絡協議会（※ 8）の開催 ● いじめ防止対策等審議会（※ 9）の設置 ● スクールカウンセラーの配置や相談窓口の設置 		○
評価の根拠		
<p>◇各校においては、学校いじめ防止基本方針にある年間計画に基づき取組みを行うとともに、必要に応じて改善を図った。</p> <p>◇いじめ対応マニュアルを踏まえた対応等について、校長会等で周知し、法に基づいたいじめ認知からいじめが解消と判断されるまでの対応について指示した。定期的実施するアンケートの結果を校内でスクールソーシャルワーカー、スクールカウンセラーも交えて共有することで、積極的ないじめ認知が進められた。</p> <p>◇守口市いじめ問題対策連絡協議会を開催し、いじめの未然防止及び適切ないじめ認知による早期対応について、警察、子ども家庭センター等の関係機関と協議した。</p> <p>◇令和元年度に生じたいじめの重大事案に対し、守口市立学校いじめ防止対策等審議会を設置し、事業の調査及び今後の対応と再発防止について検討を進めた。</p> <p>◇各校で行われるケース会議等にスクールカウンセラーをのべ73回派遣し、いじめを含む教育相談内容に対し専門家の視点を踏まえ、チーム学校としての組織的な対応へと繋がった。</p> <p>◇教育相談の窓口として、いじめホットライン</p>		<p>メールやLINEによる教育相談窓口を紹介したチラシを全児童生徒に対し年3回配布し周知した。延べ835件の教育相談があった。</p> <p>◇新型コロナウイルス感染症の感染者等に対する偏見や差別の防止等の徹底について、学校へ周知した。</p>
今後の方向性		
		<ul style="list-style-type: none"> ◆法に基づいた積極的ないじめ認知により件数が増加しているが、いじめ認知後の対応について1件1件迅速かつ適切に行う必要があるため、「いじめ対応マニュアル」に基づく対応チャートを全教職員が徹底できるよう、引き続き校長会や生徒指導担当教員会議等を通じ指導助言していく。 ◆いじめ重大事案の再発防止に万全を期すため、学校いじめ防止基本方針がより実効性のあるものとなるよう、年間計画に新たな項目を追加するなど、全校が更新するよう指導する。 ◆いじめの未然防止に向け、スクールカウンセラーやいじめホットライン等相談窓口について周知を図り、児童生徒が相談しやすい環境を維持するため、継続して配置等を行う。
学識経験者の意見・助言		
<ul style="list-style-type: none"> ・ 積極的ないじめ認知を行い、解消していくという意識が定着しつつある。引き続き、組織的な取組みの充実を期待する。 ・ 「いじめ対応マニュアル」に基づく「対応チャート」の全教職員への徹底は必須である。 		

参考となる図表及び注釈

目標1. 「生徒指導体制の充実」

意識調査（令和2年7月 → 令和3年2月）

項目	小学校等6年	中学校等3年
学校に来るのが楽しい	81.6% → 81.7%	81.7% → 82.9%
みんなで何かをするのは楽しい	87.5% → 86.1%	84.4% → 89.6%
今の自分が好き	57.5% → 55.5%	55.0% → 65.4%

暴力件数

年度	小学校等	中学校等
令和2年度	114件	41件
令和元年度	86件	50件
平成30年度	63件	56件

目標2. 「不登校対策の推進」

年度	小学校等	中学校等
令和2年度	61名	141名
令和元年度	54名	117名
平成30年度	34名	119名

教育専門相談員のベカカウンセリング件数推移

	H30	R1	R2
件数	808	865	835

適応指導教室利用実績

	H30	R1	R2
入室児童生徒数	13	9	9
学校復帰者数	12	9	6

目標3. 「いじめの未然防止と早期対応」

いじめ認知件数【（ ）は次年度7月末、＜ ＞は令和2年度3月末時点での解消件数】

年度	小学校等	中学校等
令和2年度	218件<167件>	91件<65件>
令和元年度	216件(214件)	121件(121件)
平成30年度	114件(114件)	69件(69件)

スクールカウンセラー教育相談のべ人数経年比較（児童生徒・保護者・教職員）

	相談内容	相談件数			
		小学校		中学校	
		R1	R2	R1	R2
児童・生徒	不登校	18	31	111	173
	家庭環境	30	70	27	28
	友人関係	42	64	43	45
	発達障がい等	38	34	29	48
	その他	73	173	135	76
	合計	201	372	345	370
保護者	不登校	51	49	82	94
	家庭環境	3	36	8	7
	友人関係	6	11	3	28
	発達障がい等	74	55	35	16
	その他	40	68	41	40
	合計	174	219	169	185
教職員	不登校	57	112	284	239
	家庭環境	13	33	43	85
	友人関係	2	13	53	50
	発達障がい等	57	109	107	52
	その他	67	165	275	283
	合計	196	432	196	709

その他の内訳	いじめ問題、暴力行為、児童虐待、貧困の問題、非行・不良行為、教職員との関係、心身の健康・保健、学業・進路
--------	--

※ 1 【自己肯定感】：自分のあり方を積極的に評価できる感情。自らの価値や存在意義を肯定できる感情。

【自己有用感】：自分の属する集団の中で自分がどれだけ大切な存在であるかということをも自分自身で認識すること。

※ 2 【スクールソーシャルワーカー】：社会福祉に関して専門的な知識・経験を有し、社会福祉士の資格を有する者及びそれに準ずる者。不登校や課題を抱える児童生徒に関する状況把握をし、ケース会議等において見立てをもとに、学校・保護者・関係諸機関との円滑な連携のため調整・連絡を行う。

※ 3 【スクールカウンセラー】：全中学校区に1名配置され、児童生徒のケア、保護者等の悩みの相談や教職員が援助方法等の検討を行うにあたって、中心的な役割を果たす臨床心理士。

※ 4 【情報モラル教育】：情報社会で適切な活動を行うための基になる考え方や態度を育むための教育。

※5【スクリーニング】：すべての児童生徒を対象として、客観的な視点による共通の項目により、支援が必要な児童生徒を洗い出すこと。

※6【アウトリーチ型支援】：福祉などの分野における地域社会への奉仕活動、公共機関の現場出張サービス等の意味で使用される。ここでは、教育専門相談員が児童宅へ出向いて、心理的なケアとともに、必要とされる支援に取り組むこと。

※7【適応指導教室（ふれあい教室）】：心の悩みや不安等で、学校に行けない子どもたちが、指導員の支援を受けながら、ともに集団生活を送ることで、学校復帰をめざした支援を行う。

※8【いじめ問題対策連絡協議会】：いじめ問題等に関係する機関の連携を図るため設置する協議会。「守口市いじめ防止基本方針」に基づく取組みを効果的かつ円滑に推進していくための情報交換及び連絡調整を行う。

※9【いじめ防止対策等審議会】：市立学校におけるいじめの防止等のための対策を実効的に行うため、条例により設置する委員会。専門的な知識及び経験を有する第三者で構成され、学校での重大事態に係る調査を行う。

※10【いじめホットライン】：いじめ等、学校生活のことで、悩んだり、困ったりした時に、直接電話での相談を行う窓口。

重点項目 9		担当課
キャリア教育の充実		学校教育課
目標 1	中学校区等における発達段階に応じたキャリア教育の推進	
主な取組み（教育指導事業）		評価
<ul style="list-style-type: none"> ● 中学校区キャリア教育全体計画の検証・改善 ● キャリア・パスポート（※1）の活用 ● 進路のてびきの活用 ● 職場体験の複数日実施 		○
評価の根拠		今後の方向性
<p>◇発達段階に応じたキャリア教育（※2）を推進するため、すべての中学校区でキャリア教育全体計画が作成され系統的な取組みが推進された。</p> <p>◇キャリア・パスポートの活用について周知するとともに、全卒業生（小学校等6年生、中学校等3年生）にキャリアパスポートの装丁用のファイルを配布し、進級・進学後も活用できるよう支援した。</p> <p>◇守口市進路指導委員会に指導主事が参加し、最新の情報提供を行うとともに、生徒の主体的な進路決定に繋げるため、同委員会作成の「進路のてびき」を全中学校等3年生に配布し、生徒・保護者に進路にかかる情報を提供することで、円滑な進路指導を行うことができた。</p> <p>◇働く人等と接する学習活動として、例年職場体験や出前授業等を通して交流を行ってきたが、令和2年度については、コロナ禍であり、職場体験の実施ができなかったため、調べ学習を行い、職業や仕事の内容について、プレゼンや新聞作成の取組みを行った。</p>		<ul style="list-style-type: none"> ◆「社会性の育成」や「社会に受け入れられる自己表現」等、集団や社会の一員として自己表現を図っていく大人へ育つよう促す、キャリア教育の視点を持って生徒指導にあたることが重要であるため、生徒指導とキャリア教育の相互を意識しつつ、充実を図る。 ◆キャリアパスポートの活用を促進できるよう好事例の発信を行う。 ◆継続して、生徒の主体的な進路決定及び円滑な進路指導が行えるよう、進路にかかる最新の情報提供を行う。 ◆オンライン等の活用も含め、働く人等と児童生徒との交流機会の拡充に努める。
学識経験者の意見・助言		
<ul style="list-style-type: none"> ・ 中学校区キャリア教育全体計画や、その推進のためのツールとしてのキャリア・パスポートの活用という一定のスキームができたことから、特色ある実践の充実を期待する。 ・ キャリア・パスポートの内容を精査して、より実効性をもつよう内容を検討する必要がある。 		

参考となる図表及び注釈

※1【キャリア・パスポート】：児童生徒が、小学校から高等学校までの特別活動をはじめとしたキャリア教育に関わる活動について、学びのプロセスを記述し、振り返ることができるポートフォリオ的な教材。

※2【キャリア教育】：一人ひとりの社会的・職業的自立に向け、必要な基盤となる能力や態度を育てることを通して、社会の中で自分の役割を果たしながら、自分らしい生き方を実現させようとする教育。

II 教育委員会の点検・評価の結果について

<p>学校教育 基本方針 3</p>	<p>命を守る ～たくましく生きる健康と体力づくり～</p>
<p>方針目標</p>	
<p>現代の子どもは、生活習慣や、生活環境の変化に伴う運動習慣・運動時間の減少による体力や運動能力の低下が課題とされていることから、指導方法の研究や実践に取り組み、子どもたちの健康と体力づくりに取り組みます。</p> <p>また、学校内外における事件や事故等の危険から子どもたちを守るため、教育委員会においては、学校における安全教育の実施や、不測の事態に備えるための職員研修のほか、中学校区の学校・地域・家庭の連携を強化し、すべての子どもたちに安全・安心な教育環境の提供を目指します。</p>	
<p>重点項目</p>	<p>目 標</p>
<p>10. 健康・体力づくりの充実</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・体力・運動能力の改善 ・感染症予防の指導の徹底及び環境整備
<p>11. 安全・安心な環境づくりの推進</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・学校内における子どもの安全確保 ・学校の危機管理体制の充実 ・家庭・地域と連携した登下校の安全確保 ・アレルギー対応の徹底及び食品衛生管理の徹底

重点項目10		担当課	
健康・体力づくりの充実		学校教育課	
目標 1	体力・運動能力の改善		
主な取組み（教育指導事業）			評価
<ul style="list-style-type: none"> ● 「体力向上アクションプラン」の策定及び活用 ● 外遊びの奨励等の運動機会の設定 ● 部活動指導員（※1）の配置 ● 部活動における適切な練習時間や休養日の設定 			○
評価の根拠		今後の方向性	
<p>◇体力・運動能力の改善を図るため、令和2年度版「体力向上アクションプラン」を策定し、活用について学校へ指導した。また、新体力テストの結果を受けて、各校で課題に正対した取組みを行うよう指導した。</p> <p>◇コロナ禍であったことから、市全体で運動会・体育大会、水泳指導を中止するなど、体力向上に繋がる教育活動が制限されたが、身体的な距離の確保や事前事後の消毒等の感染症対策を行いつつ、運動機会の設定に努めた。</p> <p>◇部活動については、守口市立中学校にかかる部活動の方針（※2）に従い、適切な休養日及び活動時間の設定を行うとともに、活動内容の充実のため、前年度に試行実施していた部活指導員を中学校等全校に拡大して配置することで、顧問と指導員の連携により、専門的な指導が行われ、活動内容の充実に繋がった。</p>		<p>◆コロナ禍に限らず、体力テストの結果の把握や体力向上アクションプランに基づき、各校の課題等と正対した取組みの充実を図るため、一人一台端末を活用しつつ、動画教材による指導を行うなど、児童生徒の健康体力づくりのための取組みを、より一層進める。</p> <p>◆生徒にとって望ましい持続可能な部活動と学校の働き方改革の両立の実現に向け、文部科学省等より示された「学校の働き方改革を踏まえた部活動改革について」を踏まえ、休日の部活動の段階的な地域移行の実践研究を活用し、研究する。</p>	
学識経験者の意見・助言			
<ul style="list-style-type: none"> ・ コロナ禍においても、工夫して取り組まれている。今後も、「体力向上アクションプラン」を踏まえた「新しい生活様式」に対応した取組みに期待する。 ・ 中学校における部活動について、これは教職員の働き方改革とも連動していることから、「部活動の方針」に従って、適切な休養日及び活動時間の設定を行った点は評価したい。 			

重点項目10		担当課	
健康・体力づくりの充実		保健給食課	
目標 2	感染症予防の指導の徹底及び環境整備		
主な取組み（学校保健安全事業）			評価
<ul style="list-style-type: none"> ● 感染症の予防及び拡大防止に向けた指導の徹底 ● 施設への衛生物品の配布 ● 市立学校の臨時休業に対する対応方針の作成 			○
評価の根拠		今後の方向性	
<p>◇ 感染症の予防及び拡大防止のため、通知文書の発出やポスター掲示を行い、児童生徒への指導を徹底し、学校内のみならず各家庭においても予防習慣が定着するよう啓発を行った。</p> <p>◇ 国庫補助金を活用した消毒液やマスクを始めとした衛生物品の学校への定期的な配布を行った。</p> <p>◇ 家庭での検温をせずに登校した場合や、登校中に体調不良になった場合の児童生徒への対応として非接触型体温計を全校へ配布し、学校における感染予防に取り組んだ。</p> <p>◇ 令和元年度末から6月まで学校休業措置を行ったことを踏まえ、また今後も休業措置が必要となる事態を想定して、児童生徒及び教職員等に新型コロナウイルス感染症の感染が確認された場合の対応をまとめた「新型コロナウイルス感染症による学校臨時休業対応基本方針」を制定し、迅速に対応することで感染拡大の防止に努めた。</p>		<ul style="list-style-type: none"> ◆ 文部科学省や大阪府教育庁が発出する通知文書等を踏まえつつ、本市の実情に即した対応マニュアルや方針を示し、感染症の予防及び拡大防止のための取組みを継続する。 ◆ 消毒液（手指用・施設用）は、令和2年度については全校分の必要量を確保できた。令和3年度も購入を継続し、日頃の消毒作業の徹底を図る。 	
学識経験者の意見・助言			
<ul style="list-style-type: none"> ・ 想定外の事態の連続であったが、刻々と変化する状況に適切に対応できていたと考える。 ・ コロナ禍における努力を見守りたい。子どもたちがトイレの後、手を洗い、ハンカチで拭いているか、点検していただきたい。こうした基本ができていないと、コロナ禍は収まらないのではないかと。 			

参考となる図表及び注釈

- ※1【部活動指導員】：実技指導や学校外での活動の引率等を行うことを職務とする外部人材。中学校等全校に1名ずつ配置。
- ※2【守口市立中学校にかかる部活動の方針】：スポーツ庁が策定した「運動部活動の在り方に関する総合的なガイドライン（平成30年3月）」及び文化庁が策定した「文化部活動の在り方に関する総合的なガイドライン（平成30年12月）」、大阪府教育委員会が運動部と文化部を併せた「大阪府部活動の在り方に関する方針（平成31年2月）」を参考に策定した部活動の活動時間及び休養日の設定その他適切な部活動の取組みにかかる本市の方針。

重点項目11		担当課	
安全・安心な環境づくりの推進		学校教育課 保健給食課	
目標 1	防災教育・安全指導の充実		
主な取組み（教育指導事業）			評価
<ul style="list-style-type: none"> ● 学校における交通安全教室の実施 ● 各校における学期ごとの避難訓練の実施 ● 災害時や緊急時に備えた体制の確立 			○
評価の根拠		今後の方向性	
<p>◇新型コロナウイルス感染症の影響により、警察等関係機関を招いた交通安全教室を実施することはできなかったが、小学校において各校独自に交通安全教育を実施し、児童の危機管理意識の向上に努めた。</p> <p>◇中学生には、ショートホームルームや校内放送等を通じて、交通安全等の意識付けを行い、交通安全の周知を図った。</p> <p>◇予期せぬ災害が発生した際に迅速かつ適切に対応できるよう学期ごとの一斉避難訓練と地域と連携した避難訓練を計画していたが、コロナ禍により、クラスごとの実施やプリント等による防災教育の指導に変更し、その内容を学校だより等で発信して地域と共有した。</p> <p>◇例年実施している地域及び市危機管理室、消防との合同避難訓練について、令和2年度においては梶中学校区及び金田小学校での実施を予定していたが、コロナ禍により実施を見送った。</p>		<p>◆守口警察署等と連携して実施する交通安全教室について、コロナ禍に限らず、リモート開催を始めとした実施方法を関係機関と調整する。</p>	
学識経験者の意見・助言			
<ul style="list-style-type: none"> ● 防災教育は、体験的な取組みによる経験知の蓄積が重要となることから、引き続き、取組みの工夫を期待する。 ● 防災教育に関して、校区内でハザードマップや避難所マップが作成されている点は評価できる。今後、ICTを利用した取組みに期待したい。 			

重点項目11		担当課	
安全・安心な環境づくりの推進		総務課 学校管理課 学校教育課	
目標 2	学校の危機管理体制の充実		
主な取組み（教育指導事業）			評価
<ul style="list-style-type: none"> ● 各校の「防災マニュアル」及び「危機管理マニュアル」の継続的な検証・改善 ● 各教科等における防災教育の推進 ● 救急救命法の校内実技研修及び発達段階に応じたA E Dの指導の実施 ● 学校施設・設備の安全確保 			○
評価の根拠		今後の方向性	
<p>◇学校の危機管理体制の充実を推進するため、各校で作成されている「防災マニュアル」及び「危機管理マニュアル」を収集するとともに、各校において検証・改善が継続的に行われるよう指導した。</p> <p>◇各教科等で、自然災害等の学習に関連して防災教育が行われている中で、防災・防犯の観点が含まれている「子ども安心・安全マップ」の活用を促した。</p> <p>◇教職員に対して消防署と連携した救急救命実技講習会を計画していたが、コロナ禍により実施を見送り、校内での実習や動画視聴を行った。</p> <p>◇学校と事務局が連携して、安全確保の観点から、定期的な施設点検を行い、危険箇所の早期発見や、道路の付属物の不具合への迅速な対応に努めた。その結果、施設の瑕疵に起因する子どもの事故は発生しなかった。</p>		<p>◆今後も各学校において、「防災マニュアル」及び「危機管理マニュアル」の継続的な検証・改善が行われるよう指導する。特に新たな項目や観点が追加される場合においては、反映されているかの確認を徹底する。</p> <p>◆市の避難場所や緊急時の対応等が示された「子ども安心・安全マップ」を活用することや家庭・地域と連携した避難訓練を継続して実施することで、児童生徒の防災意識を高めるよう努める。</p> <p>◆今後も消防署や警察署等の関係機関と連携した児童生徒への出前授業や教職員への救急救命実技講習会の開催を行うとともに、教職員の救急インストラクター資格取得状況の把握を行い、各校に資格者が配置できるよう調整しつつ、新規の資格者のための講習や資格保持者が更新をするための再講習の受講を促す。</p> <p>◆今後は、新型コロナウイルス感染症への対策を含む新たな課題に対応できるよう市長部局と連携して検討を進める。</p> <p>◆引き続き、学校の教職員による施設の日常点検や、法定点検を始めとした専門業者による施設点検を実施し、施設の瑕疵による子どもたちへの事故が起きないように対応する。</p>	
学識経験者の意見・助言			
<ul style="list-style-type: none"> ・ 危機管理に関しては、そのノウハウの継承が重要であり、引き続き、取組みの工夫を期待する。 ・ 各校の「防災マニュアル」「危機管理マニュアル」を収集し、分析をすることは大切である。大いに評価したい。 			

重点項目11		担当課	
安全・安心な環境づくりの推進		総務課 保健給食課	
目標3	家庭・地域と連携した登下校の安全確保		
主な取組み（学校保健安全事業）			評価
<ul style="list-style-type: none"> ● 市立学校における児童生徒の安全確保 ● 市危機管理室及び地域と連携した安全対策の実施と充実 ● 災害時や緊急時の体制の確立 ● グリーンベルト（※1）の設置要請 			◎
評価の根拠		今後の方向性	
<p>◇令和2年度においても、全校の施設警備と、全小学校及び義務教育学校における下校時の校門への警備員を配置した。下校時には、保護者や地域による見守り活動が実施されるとともに、放課後下校時警備配置事業（※2）を継続して行い、子どもの安全確保に努めた。また、令和元年度から、青色防犯パトロール団体への補助金の所管は市危機管理室へと移ったが、引き続き子どもたちの下校時の安全に留意していただけるよう危機管理室を通じて地域団体に依頼し、全校区における下校時刻に合わせた夕方の防犯パトロールの実施が継続された。さらに、ミマモルメ等を活用した連絡体制の確立により、不審者情報等を警察を始めとした関係諸機関や、学校・家庭・地域で速やかに共有できた。これらの取組みにより、令和2年度においても、下校時の児童生徒の事故や事件による被害は0であった。</p> <p>◇グリーンベルトについては、各小学校等の通学路における危険個所等を再調査し、市の道路管理所管課・守口警察署と現地確認を行い、設置箇所の増加に繋げた。</p>		<ul style="list-style-type: none"> ◆引き続き、警備員の配置や、市長部局を始めとした関係諸機関、地域・家庭と学校が一丸となって子どもたちの安全を確保する体制の維持と強化に努める。 ◆通学路の安全性向上のため、個々の通学路の点検結果を踏まえて検討し、関係機関との連携を深めながら、通学路の更なる安全確保に向けた取組みを継続する。 	
学識経験者の意見・助言			
<ul style="list-style-type: none"> ・ 子どもを中心に関係機関が連携し、成果に繋がっている。引き続き、安全体制の充実に期待する。 ・ 下校時における児童生徒の事故や事件による被害が0であったことは、大いに評価できる。また、通学路におけるブロック塀も撤去されているということで安心できる。 			

重点項目11		担当課	
安全・安心な環境づくりの推進		保健給食課	
目標 4	アレルギー対応の徹底及び食品衛生管理の徹底		
主な取組み（学校保健安全事業）			評価
<ul style="list-style-type: none"> ● 教職員に対するアレルギー対応研修の実施 ● 食品衛生管理の徹底 			○
評価の根拠			
<p>◇新型コロナウイルス感染症の影響により、予定していた研修会は実施できなかった。代わりに、講師から提供された研修資料を各学校に配布し、養護教諭が、各校のアレルギー対応について、校内で共有し、令和元年度に研修を受講できなかった者にも理解を深めてもらうことができた。</p> <p>◇食中毒の発生を防止するため、委託業者に対して「学校給食衛生管理基準」に基づいた調理作業を徹底するよう指示し、食中毒の発生を0件に抑えた。</p> <p>◇給食への異物混入が判明した際には、物資搬入業者や調理業者に直ちに、原因調査及び改善策の提出を指導し、再発防止を意識させた結果、令和元年度と比較し、異物混入事案は減少した。また危険とされる異物混入は0件であった。</p> <p>◇コロナ禍で給食を実施するにあたって、次のことを行った。</p> <p>①配膳の過程を簡略化し、関わる人数や時間を減らす為の配慮をした献立とし、パンの個包装、主食・大おかず・小おかず以外に配膳を要するものや、パンにはさむもの、パンにつけるもの、素手で触って食べるものの提供は控えた。</p> <p>②「学校給食衛生管理基準」に基づいた調理作業や配食等を行うよう改めて徹底した。</p>		<p>③中学校では、ランチルームのテーブルに仕切り板を設置し、給茶機の使用を停止した。</p>	
今後の方向性			
		<ul style="list-style-type: none"> ◆食物アレルギー専門医による研修会に関して、緊急時の対応に備えるため、研修の機会の確保に努めるが、実施方法については、対面式とするかオンラインでの実施とするか検討する。 ◆「学校給食衛生管理基準」に基づいた調理作業を徹底するよう継続して委託業者に対して指導していく。 ◆異物混入の防止について、納入物資業者が原因と考えられるものについては、再発防止を強く指導する。また、混入原因と今後の対策について、文書による報告を徹底し、調理が原因と考えられるものについては、調理工程における作業の徹底と調理器具等の取扱いを指導し、調理上での混入が判明した場合には、文書による原因報告を指導する。 	
学識経験者の意見・助言			
<ul style="list-style-type: none"> ・ コロナ禍において一層の衛生管理が求められる中、適切に対応できている。 ・ 食物アレルギーは、児童生徒の生命に係わる問題である。万全を期していただきたい。 			

参考となる図表及び注釈

目標2.「学校の危機管理体制の充実」

救急インストラクター受講予定校

	学校名	H27	H28	H29	H30	R1	R2
1	第一中		○	○	○	○	○
	守口小				○	○	
	八雲東小			○	○	○	○
2	さつき学園		○	○	○	○	○
	八雲中			○	○	○	○
	八雲小	○	○	○	○	○	●
	下島小						●
3	庭窪中	○	○	○	○	○	○
	庭窪小		○	○	○	○	○
	金田小				○	○	○
	佐太小						●
4	梶中				○	○	○
	梶小	○	○	○	○	○	○
	藤田小			○	○	○	○
5	大久保中		○			○	○
	よつば小				○	○	○
	錦中					○	○
	錦小			○	○		
6	樟風中	○	○	○	○		●
	さくら小			○			
	寺方南小					○	○
	配置校数	4	8	12	15	16	14

●は令和2年度に受講予定だった学校。（コロナ禍のため、講習は中止）

目標3.「家庭・地域と連携した登下校の安全確保」

小学校区別グリーンベルト施工状況

校区	施行延長 (m)		計
	令和元年度	令和2年度	
守口	360.4	280.0	640.4
庭窪	872.4	60.0	932.4
八雲	186.1	—	186.1
錦	70.0	—	70.0
下島	45.5	—	45.5
さつき	1,538.6	—	1,538.6
よつば	177.1	—	177.1
さくら	660.7	2,720.0	3,380.7
計	3,910.8	3,060.0	6,970.8

グリーンベルト調査数

①平成31年1月11日	9校区より要望あり
②平成31年3月31日	
③令和元年8月30日	要望なし
④令和2年9月30日	6校区(22か所)より要望あり

※1【グリーンベルト】：歩道がない路側帯だけの道路に設置することで車道と歩行空間を明確にするもので、自動車等の通行車両への注意喚起として有効とされている。

※2【放課後下校時警備配置事業】：各小学校区及び義務教育学校区における下校時の交差点付近の交通誘導を行い、児童の安全を確保すること。

※3【食物アレルギー疾患対応マニュアル】：平成27年1月、市教育委員会が策定。アレルギーに関する基礎知識、学校給食でのアレルギー対応、緊急時の対応について、市立学校教職員に向けて発行したもの。平成30年4月に改訂版を発行。

II 教育委員会の点検・評価の結果について

<p>学校教育 基本方針 4</p>	<p>学校力を高める ～明確なビジョンを共有した学校経営と教職員の資質向上～</p>
<p>方針目標</p>	
<p>複雑化・多様化した教育課題の解決に向けて、校長がリーダーシップを発揮して学校の組織や業務の在り方の見直しを図り、業務の効率化と最適化、学校組織における全ての構成員が適切に役割を果たすことができるようにすることで、教員の専門性を高め、資質の向上を目指します。</p> <p>また、学校運営協議会を通して家庭・地域と協働を深め、学校支援活動の進展と地域に根ざした学校づくりに努めることで、学校力を高めます。</p>	
重点項目	目 標
<p>12. 学校経営の改善</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○学校運営体制の強化 ○地域とともにある学校づくりの展開 ○学校における働き方改革の推進 ○外部組織と連携した多様な学びの提供
<p>13. 教職員の資質向上・研修の充実</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○社会の変化に対応できる教職員の育成
<p>14. 教育環境の充実</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○さくら小学校の新校舎建設 ○既存校における教育諸条件の向上 ○学校施設整備計画の策定に向けた取組み

重点項目12		担当課	
学校経営の改善		学校教育課	
目標 1	学校運営体制の強化		
主な取組み（教育指導事業）			評価
<ul style="list-style-type: none"> ● 学校長の学校経営方針にかかる目標設定面談の実施 ● 首席（※1）の配置及び活用 ● 事務職員の校務運営への参画推進 			○
評価の根拠		今後の方向性	
<p>◇ 数値目標と具体的な取組みを明記した学校経営にかかる資料をもとに校長との面談を行い、進捗状況及び達成状況について数値目標を踏まえた指導助言を行うことで、学校経営等の改善を促した。</p> <p>◇ 校長会において、コロナ禍での教育活動の留意事項、学校教育の推進にかかる留意点、対応マニュアルを踏まえた生徒指導や人権侵害事象への迅速な対応等について情報提供及び指示伝達を行うなど、校長の指導力・リーダーシップの発揮に向けた支援を行った。</p> <p>◇ 学校訪問やヒアリングの際に首席の活用状況を確認し、好事例を校長会等で情報提供した。一方、小学校等で4校、中学校等で2校が未配置である。</p> <p>◇ 各校において、事務職員が企画運営会議や小中一貫教育推進会議等に参画しつつ、教職員と適切に業務を連携・分担し取り組むなど、積極的な学校運営への参画が行われた。</p>		<p>◆ 校長のリーダーシップを発揮させ、学校の組織力を向上させるため、定期的な面談を通してより適切な目標設定を行うよう指導するとともに、校長会等を通じて情報提供や指示伝達を行い、校長の指導力の向上に努める。また、内容が学校経営に反映できているか調査等を通じて確認し、不十分な場合は指導していく。</p> <p>◆ 学校運営体制の強化のため、首席の配置拡充や事務職員の学校運営参画等による学校における組織力の向上を図りつつ、組織的な取組みの好事例を他校へ広げていく。</p>	
学識経験者の意見・助言			
<ul style="list-style-type: none"> ・ 各校の学校目標の実現に向け、教職員体制の整備が進みつつある。学校長が、様々な職種の職員構成からなる学校組織の特性を生かしたマネジメントが可能になるよう、教育行政の更なる支援に期待する。 ・ 事務職員の校務運営への参画推進は、学校運営上正しい方向であると思われる。 			

重点項目12		担当課	
学校経営の改善		学校教育課	
目標 2	地域とともにある学校づくりの展開		
主な取組み（教育指導事業）			評価
<ul style="list-style-type: none"> ● 全中学校区等での学校運営協議会（※2）の設置 ● 各校の取組みの定期的かつ積極的な情報発信 			○
評価の根拠		今後の方向性	
<p>◇ 学校・家庭・地域の協働体制を構築させ、教育課程の改善や学校支援活動の活性化を図るため、さつき学園以外の全中学校区にも学校運営協議会を設置するとともに、委員を任命及び委嘱することができた。</p> <p>◇ コロナ禍であったことから、年間で予定していた回数に至らなかったが、全中学校区等において学校運営協議会が開催され、校区の実情に応じて学校支援活動等についての協議が行われた。その際、指導主事が協議会に毎回参加し状況の把握に努めた。</p> <p>◇ 各校の取組みや新型コロナに関する学校での対応等について、学校ホームページや学校便りによる家庭や地域への定期的かつ積極的な情報発信が行われた。</p>		<p>◆ 全中学校区等における学校運営協議会の設置以降も、各指導主事でそれぞれの協議会に参加し、これまでのさつき学園の取組みや他校区の好事例を積極的に発信することなどにより、各校区の実情に応じた形で取組みの推進ができるよう、引き続き連携を図る。</p>	
学識経験者の意見・助言			
<ul style="list-style-type: none"> ● 中学校区として「学校運営協議会」という守口型のコミュニティスクールの体制は整った。各校区の特色ある取組みを期待する。 			

重点項目12		担当課	
学校経営の改善		学校教育課	
目標3	学校における働き方改革の推進		
主な取組み（教育指導事業）			評価
<ul style="list-style-type: none"> ● 一斉退庁日（※3）及びノークラブデー（※4）の設定 ● 夏季休業日中の学校閉庁日（※5）の設定 ● 出退勤管理システムの運用等による勤務時間管理 ● 部活動指導員の配置 ● 教職員の業務改善に向けた校務支援システムの充実 ● 業務に有効な情報の集約型サーバへの蓄積 ● 教職員へのオンライン会議やクラウドへのデータ保存用アカウントの配付 			○
評価の根拠		今後の方向性	
<p>◇学校における働き方改革（全体計画）に基づき、全校一斉退庁日やノークラブデーを設定するとともに、出退勤管理システムの運用などによる勤務時間管理の徹底を行うことで教職員の意識改革を図りつつ、部活動指導員の配置、校務支援システム（※6）や集約型サーバーの活用等による業務改善の取組みを計画的に推進した。また、情報共有ツールの活用により、会議等の時間を短縮することで、児童生徒へ関わる時間や教員間で情報共有を行う機会が増加し、個別の対応等、きめ細かな指導を行うことができた。</p> <p>◇市内全校で導入している校務支援システムに、新たに名簿管理、出欠席管理、成績管理、保健管理機能を追加し、さらなる業務の効率化の体制づくりを進めた。</p> <p>◇センターサーバ内に研修動画および各教科の教材を保存し、すべての教職員が効率的に教材研究ができる体制を構築した。</p> <p>◇教職員へのアカウントの配付により、クラウド上で使用することや、オンライン会議ができる環境を構築したことにより、テレワークの普及にも役立てられた。加えて、中学校区での行事や合同研修等の企画運営を効率よく行うことができた。</p> <p>◇コロナ禍により、新たに感染症対策の業務が加わった。</p>		<ul style="list-style-type: none"> ◆新たに策定した「第2期学校における働き方改革（全体計画）」に基づき、「勤務時間を意識」した働き方を進めるとともに、教職員の業務改善を図るためスクール・サポート・スタッフ（※7）の配置やICTを活用した授業準備等、「学校における働き方改革」を進める。 ◆コロナ禍をきっかけに、各校での業務を見直す機会が多くあったので、今後も学校長に対し行事等の見直しについて指導を行っていく。 ◆分かりやすい一覧画面を作成するなど、集約型サーバ内に保存されているファイルをより利用しやすくする工夫及び整理を定期的に行うことで業務の改善を図る。 ◆校務支援システムにおいて、新規に導入した名簿管理、出欠席管理、成績管理、保健管理についても引き続き活用を進め、利用方法などのガイダンスを担当者会議にて周知し、すべての学校で活用ができるよう取り組んでいく。 ◆新型コロナウイルス感染症による臨時休校や出席停止などに対応するため、オンライン会議ツールの活用をより促進し、日常的な情報の交流や、学習支援ができるよう利用環境を引き続き提供していく。 	
学識経験者の意見・助言			
<ul style="list-style-type: none"> ・ 働き方改革は、子どものための改革という視点で検証を行い、改善を進めることを期待する。 ・ 教職員の出退勤管理システムの運営等による勤務時間管理の徹底は、教職員の働き方改革と密接に関わっており、評価できる。 			

重点項目12		担当課	
学校経営の改善		総務課	
目標 4	外部組織と連携した多用な学びの提供		
主な取組み（連携協定事業）			評価
<ul style="list-style-type: none"> ● 協定大学等と連携した特色ある授業の実施 ● 各校独自の連携実績の集積と全校への情報発信 ● 新規連携授業の創出 			△
評価の根拠		今後の方向性	
<p>◇令和2年度については、新型コロナウイルス感染症の影響もあり、例年と比べ、出前授業等の実施件数は減少したが、オンライン実施に対応していただいた団体や、感染防止対策を徹底した上で事業を実施していただけた団体もあり、一定の実績はあった。</p> <p>◇各校の出前授業の実績をまとめ、全校で共有したが、コロナ禍であることも影響し、新たな事業の創出には至らなかった。</p> <p>◇教育委員会としては、コロナ禍における連携の形として、団体に協力を依頼して、動画を作成し、研修教材等として利用しようとしたが、団体との間で調整がつかず、作成に至らなかった。</p>		<ul style="list-style-type: none"> ◆他校の実践を共有することで、新たな連携事業創出のきっかけとなることが期待できる。そのため、引き続き実践の相互周知や、各団体との協力関係の構築に努める。 ◆コロナ禍に限らず、対面での講義や、団体活動などができない場合を想定して、新たな連携の形を模索し、特殊な状況下であっても、外部団体との連携を深め、本市の教育活動の充実に資する方法を模索する。 ◆令和3年度においても新型コロナウイルス感染症の影響が長く残ることが想定されるため、令和2年度については実現できなかった動画作成を始めとした新たな連携事業の創出を目指す。 	
学識経験者の意見・助言			
<ul style="list-style-type: none"> ・ コロナ禍という制約が厳しい状況ではあるが、引き続き、外部機関との連携の工夫を期待する。 ・ コロナ禍で、協定大学等との連携による特色ある授業の実施が十分できなかった。今後子どもたちにとってよりよい授業を期待したい。 			

参考となる図表及び注釈

1. 「学校運営体制の強化」

守口市立学校の首席の配置状況

年度	小学校等 (全14校)	中学校等 (全8校)
R3(予定)	10校	6校
R2	8校	6校
R1	8校	6校

2. 「地域とともにある学校づくりの展開」

令和2年度 学校運営協議会 各中学校区等の取組み概要

第一中学校区	・広報部会の積極的な取組みとして、委員、校長がさつき学園に出向き、副会長・校長から、直接実践事例について聴取りを行った。また、工夫された広報誌ができた。
庭窪中学校区	・コロナ禍であったが、委員研修を開催した。めざす子ども像を再度委員全員で協議し、各部会でできることを具体的に話し合った。
八雲中学校区	・校区の実情に沿った組織の在り方について具体的に協議し、PTAの合同組織や学校支援地域本部との連携について話し合った。 ・校区独自のリーフレットを作成した。
梶中学校区	・生徒指導面での課題が大きく、校区の実情に沿った委員構成として、保護司の方に積極的に協議に関わっていただいた。
大久保中学校区	・少人数での委員構成により熟議を実施した。 ・学識経験者2名を委員に位置付け、多角的な協議を行った。 ・今後、地域の大阪国際大学との連携を促進させ、支援活動の充実を図っていく。
錦中学校区	・保護者、地域、学校がそれぞれできることについて具体的な協議を実施した。 ・委員より、協議会前の部会での熟議の必要性が提案されるなど、校区の子どもたちのための協議に向けた取組みが推進された。
樟風中学校区	・新渡日児童生徒の在籍に伴い、通訳者の確保や家庭科の裁縫に関わるニーズに対し、速やかにボランティアの方々に授業に入ってもらうなど、各学校のニーズに対する、協議会を中心とした迅速なボランティアの確保ができた。
さつき学園校区	・事務局会議、さつきミーティングタイムなど、管理職以外の委員による運営が行われるなど、3年目を迎え、委員の自主的な活動が活性化している。 ・コロナ禍、ジェンダーについてなど、子どもたちを取り巻く身近な内容について熟議ができた。

3. 「学校における働き方改革の推進」

年度	小学校等 月平均	中学校等 月平均
R1	36.0時間	58.0時間
R2	29.3時間	48.1時間
削減	6.7時間	9.9時間

4. 「外部組織と連携した多様な学びの提供」

外部団体との連携・協働状況について

小学校

分類	内容
安全教育	スマホ安全教室、SNS講座、犯罪防止教室、災害時非常食体験等
環境学習	動物保護活動についての講演、SDGs出前授業
教育機関との連携	学校インターンシップ、大学生によるアンケート項目の作成と児童の実態調査事業等
研修講師等	支援研修、SE推進事業
国際理解	海外在留邦人とのリモートインタビュー
授業支援	新聞づくり講師、工場のオンライン見学、知的財産についての講演、ロボットプログラミング体験等
人権教育	車いす体験、点字体験、アイマスク体験、盲導犬体験、車いすバスケット体験、障害者理解教室、部落問題学習研修会等
スポーツ振興	ダンス教室、現代舞踊指導、フレスコボール指導、ラグビー教室、
生活習慣	食育に関する出前授業、うがい・手洗い教室
地域協働	学校運営協議会への参加、銀行ロビーでの敬老の日の絵画展示、町探検への協力等
農業体験	農業に関する出前授業、米作りの講演、柿の渋抜き体験学習等
非行防止	非行防止教室、薬物乱用防止教室
文化振興	市の史跡に関する出前授業、文禄堤オリエンテーリング、狂言の実演・体験授業、はにわづくり体験学習、落語教室等
平和教育	平和学習、被爆体験伝承者講話

中学校

分類	内容
安全教育	携帯安全教室、SNS講座、自転車安全教室
環境学習	環境教育
研修講師等	教員研修
国際理解	国際理解についての講演
教育機関との連携	インターンシップ、大学生による授業支援等
人権教育	命の学習、障がい者理解教育、福祉講話等
非行防止	薬物乱用防止教室

※1【首席】：校長の学校運営を助け、その命を受け、一定の校務について教職員のリーダーとして組織を円滑に機能させるとともに、その校務を着実に遂行していく上で、他の教職員に対して、必要な指導・総括にあたる職。小・中学校は平成19年度から配置。

※ 2 【学校運営協議会】：地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 47 条の第 1 項で規定される学校の運営に関して協議する機関。主な役割として学校運営の基本方針の承認や学校運営について意見を述べる事等が法律で定められている。

※ 3 【一斉退庁日】：教職員の心身のリフレッシュを図るため、週 1 日、定時で退庁する日を各校で設定している。

※ 4 【ノークラブデー】：成長期にある生徒が、活動、食事、休養及び睡眠のバランスのとれた生活を送ることができるよう平日は少なくとも 1 日、土曜日及び日曜日は少なくとも 1 日以上を休養日とし、週に 2 日以上を休養日を設定している。

※ 5 【学校閉庁日】：教職員が健康でやりがいをもって勤務し、学校教育の充実を図ることができるよう、夏季休業中に 5 日間、原則、教職員が学校に勤務せず外部対応を行わない日として、平成 30 年度より設定している。

※ 6 【校務支援システム】：成績処理・通知表作成・指導要録作成等の校務情報を集約し、データを連携させることにより効率的に校務処理を行うシステム。

※ 7 【スクール・サポート・スタッフ】：教員の業務負担軽減を図り、授業準備にかかる時間の確保に取り組むとともに、ゆとりをもって児童生徒の指導や教材研究等に注力できるように環境を構築するため、元教職員、地域人材等を活用し、電話対応や資料の印刷等の補助的業務を行う。市立学校全校に配置している。

重点項目13		担当課	
教職員の資質向上・研修の充実		学校教育課	
目標 1	社会の変化に対応できる教職員の育成		
主な取組み（教育指導事業）			評価
<ul style="list-style-type: none"> ● 不祥事防止に向けたワークシート集（※1）やハラスメント（※2）の防止及び対応に関する指針の活用 ● 教職員の資質の向上のための適切な支援と指導 			○
評価の根拠		今後の方向性	
<p>◇ハラスメントや体罰等の教職員による不祥事の未然防止を図るため、毎月の校長会で府下の服務違反による処分事例や自己点検チェックリストを示すとともに、不祥事防止に向けたワークシート集に記載している事例等を活用し、周知徹底と校内での研修を実施するよう指導した。なお、教職員からのハラスメントの相談については、指針に則り適切に対応し、教職員が自身の能力を最大限に発揮できるように支援した。</p> <p>◇指導が不適切な教職員（※3）について、定期的に学校へ調査を行うとともに、学校訪問の際の授業観察やヒアリングを行うことで教員の指導力の把握を行いつつ、経験の浅い教員等に対し組織的・継続的に育成に取り組むよう指導した。</p> <p>◇初任者研修・新規採用者研修、2年次研修、5年次研修、10年経験者研修など、キャリアに応じた目的を明確にして研修を実施した。</p> <p>◇学習指導要領や授業改善、児童生徒や保護者との関わり、授業を含む校務全般に関することなど、教職員に求められる資質能力の向上を図るため、年間を通じて教職員研修を実施した。コロナ禍においても参加可能な体制を工夫することができた。</p>		<ul style="list-style-type: none"> ◆法令遵守の徹底に向け、校長に日々の服務管理の徹底を図るよう指導するとともに、毎月の校長会で懲戒処分事例や不祥事予防にかかる資料などを提示し、校内研修を今後とも繰り返し実施していくよう指導する。 ◆各校において「ハラスメントの防止及び対応に関する指針」を活用することで、教職員一人一人が職場におけるハラスメントについての正しい理解のもとに十分な認識を持って働きやすい環境を作れるよう、校長会で定期的に指導する。 ◆教職員の指導力向上については、学校訪問等により各校の状況を把握し、管理職と連携しながら、組織的・継続的に育成に取り組むよう指導していく。 ◆キャリアステージごとの教職員がそれぞれの資質能力の向上を図ることができるよう、特に学習指導要領全般、授業づくりと評価、情報教育とICT活用に重点を置き、計画的に研修を実施する。また、多くの教職員が参加できるように、オンライン等の研修体制を整える。 	
学識経験者の意見・助言			
<ul style="list-style-type: none"> ・ キャリアステージごとの研修について、アンケートによる満足度も高く、ニーズに対応した内容になっている。 ・ 学校教育関係者とは異なる「第三者との相談回路」を作ることが必要である。 			

参考となる図表及び注釈

1. 「社会の変化に対応できる教職員の育成」

課題やキャリアステージに応じた研修（教育センター主催）

研修名		対象	目的	内容	備考
教職研究 カレッジ	授業づくり	教職員	子ども主体の授業づくりの推進と、授業力向上を図る	英語授業づくり研修 国語授業づくり研修	センターサーバに研修動画や資料を掲載し全校で共有
	集団づくり		子ども理解や、学級経営等について向上を図る	カウンセラーへの相談までの取組み	
	教育相談		児童生徒理解や保護者との関わり方など教育相談に関するスキル向上を図る	コロナ禍における子どもたちの心の問題	
	情報教育		ICTを効果的に活用した授業づくりの推進、情報活用能力の向上を図る	マイクロ・ビットを使った授業	
	今日的課題		教職員の資質向上を図る	—	
校内研究推進研修		学校の中核となる教員	各学校の校内研究体制のさらなる充実と教員の授業改善を図る	市内研究校の実践報告	さつき学園公開授業動画視聴を含む
講師研修		経験2年以内の講師	指導力向上を図る	校務全般、授業づくり	—

令和2年度実施 法定研修一覧（教育センター主催）

研修名	対象	目的	内容等
初任者・新規採用者研修	初任者・新規採用者	実践力と使命感を養うとともに、幅広い知見を得させる	集合研修・オンライン研修 授業観察 研究授業
2年次研修	2年目教員		集合研修・オンライン研修 授業観察 研究授業
5年次研修	5年目教員	指導力の向上等、教諭としての資質の向上を図る	研究授業
10年経験者研修	10年経験者	指導力の向上等、教諭としての資質の向上を図る	集合研修・オンライン研修 授業観察 研究授業

※1 【不祥事防止に向けたワークシート集】：令和2年2月に大阪府教育庁が不祥事防止に向けて作成した、過去の不祥事を類型化した事例集。

※2 【ハラスメント】：パワー・ハラスメントやセクシュアル・ハラスメント等、言動や行為により勤務条件に関する不利益を受けること、又は勤務環境が害されること。

※3 【指導が不適切な教員】：教育公務員特例法第二十五条の指導改善研修にかかる認定等の手続に関する規則第2条に定義されている教科に関する専門的知識、技術等が不足しているため、児童生徒に対する学習指導を適切に行うことができない教員等、必要な資質、能力、適性等を有しないため、幼児、児童又は生徒に対する指導を適切に行うことができない者であって、指導改善研修等により指導の改善が見込まれる者。

重点項目14		担当課	
教育環境の充実		総務課 学校管理課 保健給食課	
目標1	さくら小学校の新校舎建設		
主な取組み（施設維持管理・施設整備・建設事業）			評価
<ul style="list-style-type: none"> ● 新校舎建設工事に係る進捗管理 ● 新校舎供用開始に向けた必要備品等の整備 ● 新校舎供用開始に向けた警備体制の構築 			◎
評価の根拠		今後の方向性	
<p>◇ 新校舎供用開始に向け、新型コロナウイルス感染症対策を講じたうえで、工事関係者と毎週定例会議を行うなど工事の進捗管理を徹底し、予定どおり令和3年3月に竣工することができた。</p> <p>◇ 教育活動に必要な備品等については、学校と調整しながら、8月から順次計画的に購入を行い、搬入に当たっては、日程管理に努め、4月の供用開始までに全ての備品等の搬入を終えることができた。</p> <p>◇ 竣工後、速やかに警備体制を構築する必要があったことから、12月には入札による業者決定を行い、現地での打合せを行いながら計画を進め、工事完了後速やかに警備システムを設置した。また、通学路の安全確保についても、地域や警備会社と協議を行い、見守り体制をスムーズに移行できた。</p>		<ul style="list-style-type: none"> ◆ 新校舎供用開始後についても、施設面での運用について学校と調整しながら、子どもたちが集中して学習できるような教育環境の充実に努める。 ◆ 施設の機械警備や、下校時の校門及び通学路の有人警備を実施し、子どもたちの安全確保に努める。 ◆ 通学経路が変更となる児童もいるため、地域と連携した見守りや、危険箇所の有人警備について、引き続き地域と協力しながら進める。 	
学識経験者の意見・助言			
<ul style="list-style-type: none"> ・ コロナ禍において、必要な手立てを行い、予定通り事業を完了できたことは、市の教育振興に係る推進の力となると考える。 ・ さくら小学校には大いに期待をしている。大阪府内の他の自治体の教育委員会も注目している。 			

重点項目14		担当課	
教育環境の充実		学校管理課	
目標 2	既存校における教育諸条件の向上		
主な取組み（施設維持管理事業）			評価
<ul style="list-style-type: none"> ● 学校トイレの大規模改修 			◎
評価の根拠		今後の方向性	
<p>◇新設校以外の16校の学校については、教育諸条件向上の観点から、令和元年度からトイレの大規模改修工事を実施し、機器や配管の更新とともに乾式化と洋式化を進めてきた。令和元年度については、新型コロナウイルスの影響による物流の停滞等があり、工事が遅れたことから、予算の繰越しも行うこととなった。</p> <p>令和2年度は、昨年度に工事を完了した5校以外の11校について、引き続き工事を実施した。昨年同様、新型コロナウイルスの影響はあったが、3月までに全ての工事を完了することができたため、学校トイレの衛生環境を担保することができた。</p>		<ul style="list-style-type: none"> ◆工事が完成した学校トイレについて、日常の清掃とともに、定期的に専門業者による清掃を行うなど、衛生環境の維持に努める。 ◆今後も、老朽化した学校の教育環境整備については、令和3年3月に策定した「守口市立学校施設整備計画」（※1）に基づき、計画的に取り組む。 	
学識経験者の意見・助言			
<ul style="list-style-type: none"> ● 学校トイレの改修は、児童生徒にとって重要な教育環境整備であり、今後、子どもにどのような好影響があったか検証を期待する。 			

重点項目14		担当課	
教育環境の充実		学校管理課	
目標3	学校施設整備計画の策定に向けた取組み		
主な取組み（学校規模適正化等事業）			評価
● 学校施設整備計画の策定			◎
評価の根拠		今後の方向性	
<p>◇ 児童生徒数及び学級数の将来推移や、施設の老朽化度合にも着目し、より良い教育環境の整備に関する方針と、既存校における教育諸条件向上の観点から、令和元年度に引き続き「守口市立学校施設整備計画」の策定に取り組んだ。</p> <p>令和2年度については、昨年度に実施した施設の老朽化度合を示す耐力度調査の結果を踏まえ、学識経験者を含めた「守口市新しい学校づくり検討委員会」において検討を重ね、1月教育委員会定例会で内容の協議を行い、3月教育委員会定例会で議決を得て、本市における施設整備の考え方をまとめた「守口市立学校施設整備計画」を策定した。同計画は、国が推奨する長寿命化改修（※2）を基本としている。</p>		<p>◆ 策定した「守口市立学校施設整備計画」に基づき、計画的な学校施設の維持・管理を行い、安全・安心でより良い教育環境整備に努める。</p>	
学識経験者の意見・助言			
<ul style="list-style-type: none"> 教育関係施設は、安全・安心に加え、その機能の向上も求められていることから、引き続き、「守口市立学校施設整備計画」に基づいた計画的な整備に期待する。 国が推奨する長寿命化計画に基づく施設整備方針が策定されたことを高く評価したい。 			

参考となる図表及び注釈

1. 「さくら小学校の新校舎建設」

校舎の1階が交番、2階が普通教室の複合施設となっており、学校だけでなく、地域の安全向上に寄与している。



2. 「既存校における教育諸条件の向上」

大規模改修による学校トイレの洋式化率の推移

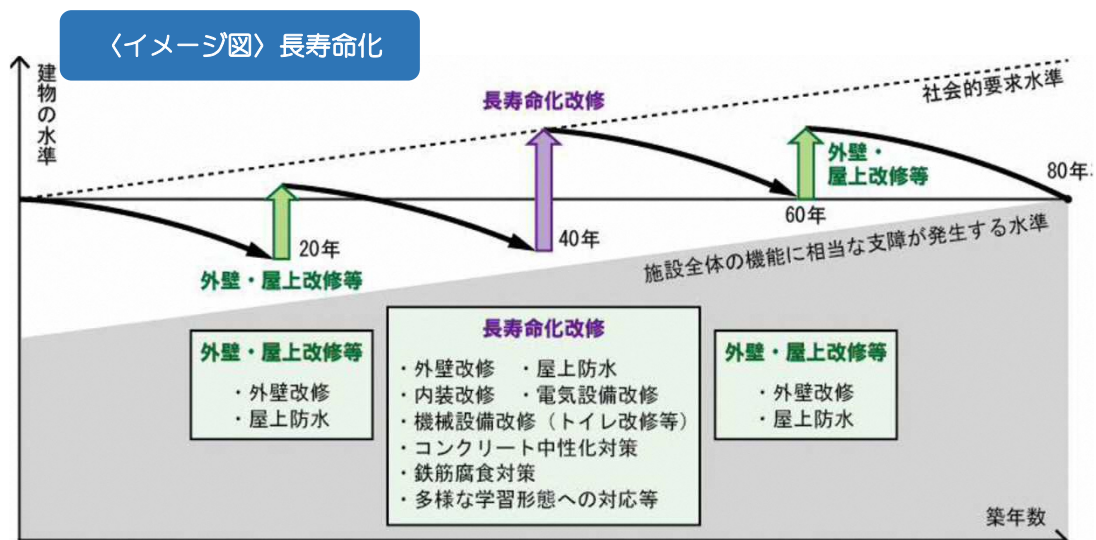
	平成31年 4月時点		令和3年 4月時点
小学校	54.3%	→	89.0%
中学校・義務教育学校	68.0%	→	86.1%
市立学校全体	59.1%	→	88.0%

※1 【守口市立学校施設整備計画】

市立小中学校の87%が築40年を経過しており、一斉に施設更新時期を迎えることから、財政負担の軽減と平準化を図りながら、学校施設の老朽化対策を行うため、国が推奨する建替えと同程度の教育環境の確保が可能な長寿命化改修を基本とし、老朽化度合によって必要な場合は改築を行うなど、施設の機能と教育環境の向上を図ることを目的とした学校施設整備計画。

※2 【長寿命化改修】

学校施設における長寿命化改修は、既存校舎の構造躯体（柱、梁、基礎等）を残し、給排水などの建物設備を更新するとともに、施設の機能や性能を向上させるための整備を併せて行うことによって、安全・安心な施設環境の確保と教育環境の質的向上を行うもの。



II 教育委員会の点検・評価の結果について

<p>学校教育 基本方針 5</p>	<p>生涯学べる社会をつくる ～学びときずなを深め、豊かな心と生きる力、地域力が育つまちの実現～</p>
<p>方針目標</p>	
<p>すべての人が豊かな心で人生を謳歌できるよう、生涯学べる環境の提供、課題解決に向けて自ら行動できる自立した個人の育成を目指します。</p> <p>また、地域における人と人との絆を深め、他者と助け合い、主体的に地域課題の解決に取り組む活力ある地域の育成を目指します。</p>	
<p>重点項目</p>	<p>目 標</p>
<p>15. 社会教育の振興</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○成人基礎学習及び青少年健全育成活動の支援 ○本に親しむ活動の推進 ○文化・芸術活動の支援 ○文化財の保存と活用

重点項目15		担当課	
社会教育の振興		コミュニティ推進課 生涯学習・スポーツ振興課	
目標1	成人基礎学習及び青少年健全育成活動の支援		
主な取組み（文化センター管理運営事業、子ども読書活動推進事業、地区コミュニティセンター運営事業、守口市立図書館管理事業）			評価
<ul style="list-style-type: none"> ● 市民のライフステージに応じた講座・教室の開催 ● 市立図書館の蔵書及びレファレンスサービス（※1）の充実 ● 青少年（※2）の健全育成を目的とする団体への支援 			○
評価の根拠		今後の方向性	
<p>◇文化センター、コミュニティセンター及び市立図書館で各種講座等を開催し、自主活動団体との連携を図るとともに、多くの子育て世代の方に参加していただけるよう広報活動に努めた。</p> <p>◇市立図書館は、令和2年6月に約18万冊の蔵書でオープンし、5年後には蔵書数を21万5千冊とする目標を立てており、令和2年度末時点で、約19万冊の蔵書を有するまでに至った。自動貸出機や返却ポスト等を備え、読書通帳を始めとする多様な図書サービスを提供している。また、市民の学習ニーズに応じ、講座やイベント等を開催するほか、生涯学習施設としてホールやスタジオの貸出しなど広く学習機会を提供している。</p> <p>◇新型コロナウイルス感染拡大により、当初予定していた講座等のうち、実施できないものもあった。</p> <p>◇青少年の健全育成に取り組む団体に対し、事業経費の一部を補助する「青少年団体補助金制度」を引き続き実施した。コロナ禍で活動が出来ない団体があるなどの実態もあるが、同制度について、市ホームページやLINE等のSNS、広報誌、FMhanoakoの活用、来庁した団体への周知等を行い、昨年度よりも申請団体が増加した。</p>		<p>◆講座・教室については、各関係団体と連携しながら、引き続き開催していくとともに、多くの方に参加していただけるよう、広報活動に努める。</p> <p>◆市立図書館と隣接する大日公園を整備し、幅広い世代の交流の場の創出を目指す。また、市立図書館から大日公園へかけての連続性を創出し、更なる生涯学習機能の拡充を図ることで、市民の活動拠点として、乳幼児から高齢者まで多世代の利用を促進し、活動の多様化・活性化を図り、市民が「集い・学び・交流する」図書館として運営していく。</p> <p>◆今般の新型コロナウイルス感染症拡大の状況を踏まえ、「新しい生活様式」に対応し、来館せずとも読書が楽しめる環境を整備することにより図書サービスの充実を図るため、電子図書館システムの導入を検討する。</p> <p>◆「青少年団体補助金制度」について、現状、補助の対象になるにも関わらず、申請を行っていない団体もあることから、今後も新たな周知方法を検討し、幅広く制度の周知に努め、利用件数の増加を図り、目標である25件の達成を目指す。</p>	
学識経験者の意見・助言			
<ul style="list-style-type: none"> ・ 市立図書館のオープンは、市民の学びの拠点として大きな意義がある。ラーニングセンター等機能の充実に期待する。 ・ 電子図書館システムの構築に期待したい。 			

重点項目15		担当課	
社会教育の振興		生涯学習・スポーツ振興課	
目標 2	本に親しむ活動の推進		
主な取組み（子ども読書活動推進事業、地区コミュニティセンター運営事業、守口市立図書館管理事業）			評価
<ul style="list-style-type: none"> ● 「第2次守口市子ども読書活動推進計画」（※3）の推進 ● 市内の認定こども園等において「おはなし会」の開催 ● 市立図書館における読書のきっかけづくりに繋がるイベント等の実施 ● 「子ども読書の日」の記念事業として、絵本作家による「絵本の読み聞かせ公演 & ワークショップ」を開催するなど、「守口市子ども読書活動推進計画」に基づいた、子どもたちの読書活動の推進 ● 市内小学校新1年生全員を対象とした市立図書館の読書通帳の配布 			○
評価の根拠		今後の方向性	
<p>◇子どもたちが本に親しむ活動の一環として、認定こども園等においての「おはなし会」の開催や「子ども読書の日記念事業」の実施を予定していたが、新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から中止とした。</p> <p>◇認定こども園等の読み聞かせは、読み聞かせボランティアの派遣について施設に照会をしたところ、新型コロナウイルス感染症拡大の影響で申請がなく、実施を断念したが、市立図書館の読み聞かせについては、コロナ対策を実施した上で開催した。またクイズやスタンプラリーなどを通して、読書の大切さについて啓発することができた。</p> <p>◇市内小学校等新1年生を対象に市立図書館の読書通帳を配布することにより、読書のきっかけづくりに努めた。児童クラブ等にも読み聞かせボランティアを派遣しており、就学後も継続して読書活動を推進した。</p>		<ul style="list-style-type: none"> ◆子どもたちが読みたいと思う本に出会い、読書を通じて豊かな心を育むとともに、それぞれの課題や目的に応じて必要な情報を主体的に収集し、自らが判断し、活用する能力が身につけられるよう、「第2次守口市子ども読書活動推進計画」に沿った事業を行う。 ◆新型コロナウイルス感染症拡大の状況を踏まえ、来館せずとも読書が楽しめる環境を整備することによる図書サービスの充実や学校図書館との連携を図るため、電子図書館システムの導入を検討する。 ◆コロナ禍における読書機会の増加に伴い、子ども読書の推進に関わる読み聞かせボランティアの養成講座、ステップアップ講座などのオンライン実施等について検討する。 ◆図書館を始めとする各施設における「おはなし会」や各種イベントについては、コロナ対策を実施した上で継続して実施する。コンサートやワークショップ等についても中止ではなく映像のオンライン公開で実施できるよう対応を検討する。 	
学識経験者の意見・助言			
<ul style="list-style-type: none"> ・ 読書通帳の配付等、今後に繋がる取組みの工夫がみられる。学校図書館との連携や電子図書館システム等、新たな工夫に期待する。 ・ 新しい図書館ができて、活況を呈していることがわかる。「読書通帳」は他市にはない斬新な取組みである。 			

重点項目15		担当課	
社会教育の振興		生涯学習・スポーツ振興課	
目標3	文化・芸術活動の支援		
主な取組み（文化行事開催事業、現代南画管理運営事業）			評価
<ul style="list-style-type: none"> ● 市民の自主的なグループ・団体による文化活動への事業支援 ● 文化・芸術団体等と連携、協働した市美術展覧会や日本南画院大作展等の開催 			○
評価の根拠			
<p>◇市役所本庁舎において、市総合美術協会との共催で11月に「第64回守口市美術展覧会」を4日間開催した。市内外から284点の応募があり、入選作品174点の展示を行った。</p> <p>◇市美術展覧会は新型コロナウイルス感染拡大防止対策として、作品搬入日数を2日から3日に、作品受付窓口を2箇所から3箇所に増やし、搬出時には人数制限を行うなど密を分散させる対策等を実施した上で開催した。</p> <p>◇9月に予定していた現代南画（※4）の第一線で活躍されている方々の作品を展示した「日本南画院大作展」及び小中学生を対象としたワークショップ「子ども水墨画教室」は新型コロナウイルス感染拡大防止のため中止した。</p> <p>◇市役所本庁舎の壁面に現代南画作品を四季に合わせて展示し、また、市立図書館にて大阪国際大学と共催で令和2年11月に1か月間「没後15年直原玉青展」を開催することにより、より多くの方に現代南画の魅力を感じてもらえるよう取り組んだ。</p>		<p>◇市役所本庁舎の南画展示については、令和2年度から庁舎6階にも展示スペースを拡大し、7点の展示作品の増加となった。</p> <p>◇自主的な文化活動の支援として、商店街の文化事業に対して、生涯学習援助基金活動助成金を交付することで市民の文化活動を推進した。</p>	
今後の方向性			
		<ul style="list-style-type: none"> ◆現代南画の普及・促進のため、市役所本庁舎などの公共施設等において、現代南画作品の展示を引き続き行うなど魅力発信を続けていくとともに、市美術展覧会、日本南画院大作展の来場者の増加に繋がる広報活動に努める。 ◆市美術展覧会については、今後も文化・芸術活動の一環として継続して取り組んでいく。出品者の創作意欲を促進させるため、来場者の増加やマスコミ等への周知にも努める。 ◆現在市民団体が主催している文化教室等の参加者は高齢者が大半であるが、若い世代に文化活動を推進していけるよう関係団体と連携し、これまでの知識や経験を活かしながら、新たなイベント等を支援していく。 	
学識経験者の意見・助言			
<ul style="list-style-type: none"> ・ コロナ禍において、入場者数を増やした取組みもあり、引き続き工夫に期待する。 ・ これからも守口市と現代南画の関わりを踏まえて、展覧会を継続していただきたい。 			

重点項目15		担当課	
社会教育の振興		生涯学習・スポーツ振興課	
目標 4	文化財の保存と活用		
主な取組み（旧中西家住宅管理運営事業、文化財保護事業事業）			評価
<ul style="list-style-type: none"> ● 市民の文化財への愛護意識の涵養 ● 文化資源の保存及び活用 ● 市文化財展・市民文化財講座の開催 ● 市立図書館での文化財の展示 			○
評価の根拠		今後の方向性	
<p>◇文化財への愛護意識の涵養を図るため『梶 2号墳（※5）はにわ大集合』と題して、市文化財展を開催した。同展の開催にあたっては、市が保有する梶 2号墳から出土した円筒埴輪、朝顔形埴輪、牛形埴輪等を実際に展示したところ、350人の入場者が訪れ、文化資源の活用にも繋がった。</p> <p>◇例年開催している市民文化財講座については、「古墳築造に用いられた尺度」をテーマに開催する予定であったが、新型コロナウイルス感染拡大防止のため中止とした。</p> <p>◇市立図書館 1階に開設された郷土資料展示室で埴輪や市内文化財の史料を常設展示し、文化財の保存・活用をすることで愛護意識の涵養に努めた。</p> <p>◇市指定有形文化財であるもりぐち歴史館「旧中西家住宅」（※6）においては、四季折々に関連するイベントや企画展の開催を予定していたが、大半を新型コロナウイルス感染拡大防止のため中止とした。しかし、参加者が声を出したり共通の道具等を使用しないイベントである「お月見コンサート」と「襖絵特別公開」については、感染防止対策を実施した上で開催した。</p>		<ul style="list-style-type: none"> ◆市民文化財講座や市文化財展は来場者数の維持・向上を目指すために開催日程の増加の検討や、市民に親んでもらえるテーマ設定を行う。 ◆もりぐち歴史館「旧中西家住宅」で開催している事業については学校園との連携やSNS等での広報活動を積極的に行い、イベントを通じ、文化財愛護意識を高め、文化財の価値を高めることに繋げる。 ◆文化財については、新たな市文化財指定に向け、専門分野の委員による事前調査の実施等に取り組む。また、市の歴史や文化に親んでもらうことを目的に、市内の史跡散策コースを記載した「もりぐちぶらり歩きマップ」を改訂や市民への情報発信に努めるため、デジタルアーカイブの導入に係る予算要求を検討する。 	
学識経験者の意見・助言			
<ul style="list-style-type: none"> ・ コロナ禍において、展示や講座が中心の本事業にとっては、より困難な状況であった。新たな取組みの在り方の検討に期待する。 ・ 新型コロナウイルス感染防止のため、大半のイベントや企画展が中止を余儀なくされたことは残念であった。 			

参考となる図表及び注釈

目標1. 「成人基礎学習及び青少年健全育成活動の支援」

市立図書館の来館者数、図書等の貸出冊数

	来館者数（人）	貸出冊数（冊）
令和2年度	171,174	210,608

新型コロナウイルス感染拡大防止のため、6月1日に開館

青少年関係団体補助金

年度	申請団体（件）	予算（円）	決算（円）
令和2年度	18	750,000	540,000
令和元年度	17	750,000	510,000
平成30年度	12	750,000	360,000

※令和2年度は、決算見込み

目標3. 「文化・芸術活動の支援」

市美術展覧会での出品・展示数等

（1）市美術展覧会（開催期間は4日間）

年度	出品数（点）	入選数（人）	入場者数（人）	会場
令和2年度	284	174	1,297	市役所本庁舎
令和元年度	309	173	1,076	市役所本庁舎
平成30年度	310	173	1,316	市役所本庁舎

（2）日本南画院大作展（開催期間は4日間）

年度	展示数（点）	入場者数（人）	会場
令和2年度	新型コロナウイルス感染拡大防止のため中止		
令和元年度	20	415	市役所本庁舎
平成30年度	20	69	市役所本庁舎

目標4. 「文化財の保存と活用」

【もりぐち歴史館「旧中西家住宅」年間来館者】

（単位：人）

年度	個人				団体				無料（減免）				合計
	一般	高校生	小学生	小計	一般	高校生	小学生	小計	障がい者	学校関係	その他	小計	
		大学生	中学生			大学生	中学生						
令和2年度	450	28	16	494	0	0	0	0	4	93	131	228	722
令和元年度	1,451	32	50	1,533	50	0	0	50	17	725	369	1,111	2,694
平成30年度	1,913	46	52	2,011	0	0	0	0	37	779	399	1,215	3,226

令和2年度：新型コロナウイルス感染拡大防止のため、4月1日～5月31日、12月5日～2月28日の間、休館

令和元年度：新型コロナウイルス感染拡大防止のため、2月29日～3月31日の間、休館

守口市文化財展の開催状況

年度	期間	テーマ	会場	見学者数	備考
令和2年度	2月16日(土) ～22日(金)	梶2号墳はにわ大集合	市役所 会議室	350名	円筒埴輪・朝顔埴輪、形象埴輪、 須恵器壺等の出土品展示
令和元年度	2月15日(土) ～21日(金)	河内国茨田郡大枝村中村家文書の世界	市役所 会議室	351名	実際の史料・写真パネル
平成30年度	10月2日(火) ～5日(金)	「明治維新」150年 ～守口市の幕末維新～	市役所 会議室	153名	中西家文書、中村家文書 史料展示

※1【レファレンスサービス】：資料や情報を求めている利用者に対し、必要とする情報や情報源を効率よく入手できるように支援する図書館員によるサービス。

※2【青少年】：ここでは、青少年関係団体補助金交付要綱に規定する18歳未満の者を指す。

※3【第2次守口市子ども読書活動推進計画】：守口市のすべての子どもが読書の楽しみを知り、あらゆる機会と場所において自主的に読書活動を行うことができる環境の整備をさらに推進していくことを目的に、令和元年9月に策定。

※4【現代南画】：水墨画を基調にした絵画。室町時代に中国から伝えられた南宋画が日本画や洋画の写生の手法を取り入れたり、色彩を使うようになったのが現代南画。

※5【梶2号墳】：6世紀初頭に築造された全長約37mの帆立貝式前方後円墳。この古墳の周溝内からは、円筒埴輪・朝顔形埴輪のほか、国内で2例目の出土となった珍しい牛形埴輪を始め、人物・鹿・猪・馬・家などの形象埴輪が多数出土。また、埴輪とともに「首輪をした犬」の装飾を施した須恵器壺なども出土している。



※ 6 【旧中西家住宅】：大阪府内で唯一の農村にある武家屋敷で大変貴重な建物であり、平成10年2月18日に、「主屋」「大門」という建物を、守口市の指定有形文化財に指定。この大切な文化財を未永く伝えていくため、市が平成11年から保存・修復工事を始め、1年9ヶ月をかけて平成13年3月に完成。もりぐち歴史館「旧中西家住宅」として、平成13年7月に開館。

旧中西家住宅

